

令和元年 6 月 24 日

◎**今城委員長** それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

(10時00分開会)

◎**今城委員長** 御報告いたします。先の宿毛高等学校での委員会出先機関調査において、山崎委員から高等学校課に行われた質問に対して、資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付してあります。

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、26日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

それではお諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。

《総務部》

◎**今城委員長** 最初に、総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎**君塚総務部長** それでは、私のほうからまず補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスのついた資料の総務委員会資料、議案補足説明資料をおめくりいただきまして、令和元年度6月補正予算編成の概要をお聞きいただきますようお願いいたします。

今回の補正予算といたしましては、当初提案分と追加提案分と2本の補正予算がございます。

まず、当初予算の当初提案分でございますけれども、下の(2)歳出の表をごらんいただきまして、一番下の行、総計(1)+(2)の欄の当初提出額の欄をごらんいただければと存じます。総額で4億4,112万8,000円の増額補正となっております。

補正の内容としましては、今般創設されました森林環境譲与税について、本県への譲与見

込み額を新たに設置する基金へ積み立てる費用、ヤシィパーク周辺のサイクリングロードの整備やヤシィパークの活性化へ向けた調査に要する費用、高知型薬局連携モデルのさらなる強化に要する費用などございまして、当初予算編成後も新たな行政需要に速やかに対応しますために必要であります予算を計上させていただいております。

内訳といたしましては、(1) 経常的経費が3億9,300万円余り。(2) 投資的経費が単独事業費で4,800万円余りとなっております。これらの歳出を賄います上の表(1) 歳入の表の補正をごらんいただき、中段の(2) 特定財源、こちらが3億700万円余りとなっております。内訳としましては国庫支出金が1億700万円余り、県債が4,100万円、その他が1億5,900万円余りとなっております。その他については、基金の繰入金とそれから寄附金ということとなっております。

上段の一般財源でございまして、1億3,300万円余りが財源対策を要する額となりまして、財政調整基金の取り崩しで対応することとしております。次に追加提案分でございまして、もう一度(2) 下の歳出の表をごらんいただきまして、一番下の行、総計(1) + (2) の欄の追加提出額の欄をごらんいただきまして、総額1億9,876万1,000円の増額補正となっております。補正の内容は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場整備に向けた取り組み、あるいは地域住民の皆様の不安解消のための取り組みに必要となります予算を計上させていただいております。中身は経常的経費全額でして1億9,800万円余りとなっております。

歳入につきましては、上段の(1) の段をごらんいただきまして、1億9,800万円余り全額財政調整基金を取り崩して、対応することとしております。以上当初提出分と追加提出分を合わせました補正額の総計は6億3,988万9,000円となっております。

以上が、補正予算の全体の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございますけれども、総務部からは第1号議案、令和元年度高知県一般会計補正予算の所管分といたしまして、財政課から歳入の補正予算、税務課から歳出補正予算、また追加提案をさせていただいた第10号議案の所管分といたしまして、財政課から歳入補正予算を提出させていただいております。詳細につきましては後ほど担当課長から説明いたしますけれども、財政課の歳入補正予算につきましては、一般財源として財政調整基金からの繰入のみとなりますので、財政課長からの説明は省略をさせていただければと存じます。

続きまして、総務部関連の議案でございます。資料お手元の右上に③とあります、高知県議会定例会議案(条例その他)となっております資料をごらんいただけますでしょうか。

表紙1枚おめくりいただきまして、目録が並んでおりますのでこちらをごらんいただければと思います。

総務部からは、条例その他議案のうち、第2号議案及び第4号から第7号議案までの5件

の条例議案を提出させていただいているところでございます。

それぞれ議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

続きまして、報告事項でございます。

資料につきましては、お手元資料のうち総務部という青いインデックスの表紙が総務委員会資料報告事項という資料になります。

今回報告いたしますのは、行政管理課から会計年度任用職員制度の導入について、情報政策課から高知県行政サービスデジタル化推進会議についての2件でございます。詳細につきましては後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会の状況といたしまして、総務部に关します本年3月8日から6月23日までの開催状況につきまして御説明をさせていただきます。

今、ごらんいただいております報告資料のうち、審議会等という赤色のインデックスの資料をごらんください。

上から次に行きまして、まず高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては6月10日に開催いたしまして、個人情報のオンライン結合によります提供の制限に関する事項等につきまして御審議をいただきました。

次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては3月19日と6月13日に開催いたしまして、公益財団法人高知県スポーツ振興財団など、4法人の変更認定申請について答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては3月12日と4月18日、5月17日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議し答申の決定がされております。

次に、高知県職員倫理審査会でございます。今期につきましては6月4日に審査会を開催し、平成30年度分の贈与等の状況について御審議いただき、委員会の方から特に問題とする意見はございませんでした。関連資料といたしまして次ページ以降に贈与等報告書の件数等を添付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

〈文書情報課〉

◎今城委員長 続いて所管課の説明を求めます。初めに、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 それでは、お手元の議案補足説明資料の文書情報課のインデックスをお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

条例案の構成でございますが、公文書管理法に準拠いたしまして、本県独自の規定も盛り込みまして、7章で構成し、条文は40条となる条例案となっております。

次に、2ページをお願いいたします。条例の全体像をお示しした資料でございます。

条例の重要な項目につきまして、順次御説明をさせていただきます。

まず、第1条の条例の目的でございますが、県が作成取得した公文書等は、県民共有の知的資源であると位置づけをいたしまして、公文書の適正な管理などを図ることによりまして、県政の透明化を推進し、もって、県民の皆様への説明責任を果たし、県政の適正な運営がなされるようにすることを目的として規定をしているところでございます。

次に、第2条の定義関係につきまして御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

公文書の定義につきましては、1の公文書の定義でございますように、①から③までの3要件をすべて満たすものが公文書に該当することになります。2の事例につきましては、政策立案等に関しまして協議資料のほか、意思決定過程がわかるように協議記録やメールによる指示についても、公文書として作成する義務を課すこととしております。

これらの取り扱いは、今後策定をいたしますガイドラインに明記をしまいたいと考えております。

なお、次の8ページには、条例で使用いたします歴史公文書等の定義につきまして、お示しをさせていただいておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと存じます。

次に、9ページをお願いいたします。文書の作成につきまして御説明をさせていただきます。

文書の作成に関し、職員には、行政の意思決定及び事務事業に係る文書主義の原則を徹底してまいりたいと考えております。資料の左側のイメージは組織としての意思決定がなされる過程のイメージで意思決定の権限を有する者の、意思決定に至る過程がわかるように、文書の作成義務を課してまいります。

また、資料右側のイメージは、事務事業の実績に関するイメージで、例示のような文書につきまして作成義務を課してまいります。

なお、資料の下の部分に文書主義の例外について記載してございます。事後に確認が必要とされるものでないもので、かつ文書を作成せずとも職務上支障がないもの、例えば、単なる照会や連絡・打ち合わせ等は、原則の例外ということで取り扱いをしてまいりたいと考えております。

次に10ページをお願いいたします。先ほどの9ページの左側のイメージを具体化したものでございます。

左側から見ていただきますと、県の意思決定過程として、まず担当課において、原案を作成し、部局長との協議を経て部局案を作成いたします。部局案を知事と協議をし、協議終了後に最終的な部局案を作成し、決裁という手続を経て、県としての意思決定がなされるという流れでございます。

各段階で作成した協議資料と協議時の指摘事項に関する記録決裁文書について作成する義務を課し、作成したものは一連のものとして、公文書ファイルとして保存してまいりたいと

考えております。

なお、これらの取り扱いが適切に行われているか監査を行いまして、チェックをしてみたいと考えております。

次に、11ページをお願いいたします。公文書管理の運用イメージにつきまして御説明をさせていただきます。

上段の1の文書ごとの保存から移管廃棄の流れにつきましては、まず、文書の種別や重要度に応じて保存期間を設定し、点線で囲っている部分でございますが、公文書館に移管するのか廃棄するのかの設定もあわせて行った上で保存をしてみたいです。保存期間満了時に実施機関において移管か廃棄かの最終確認をした上で、公文書館長に協議をし、公文書館長は保存期間を延長するものを除き移管するものと廃棄するものを公文書管理委員会に諮問し、委員会からの答申を踏まえて、最終的に移管・廃棄を行うこととしております。三重のチェックをかけてみたいと考えております。

下の2の政策単位での公文書の取り扱い例につきましては、政策立案という出発段階から政策の実施という最終点までの間に作成した公文書のうちで、事後の検証に必要なものとして選別した公文書は保存期間が5年や10年のものであっても最終段階の公文書が移管されるタイミングまで保存期間を延長し、そこで、最終的な選別を行い、一連のものとして移管するというところをお示しをさせていただいております。

これらの具体的な手続につきましては、6ページにお戻りをいただきたいと思っております。施行された後のフローでございます。

先ほども御説明いたしました、公文書の移管・廃棄につきましては、実施機関の1次選別、公文書館長への協議、公文書管理委員会への諮問を行ってまいります。

なお、施行日前に作成取得した文書につきましても、基本的には、施行日後の取り扱いに準じたいと考えております。現在、これらの文書の整理を進めているところでございますが、膨大な量もございますことから、事務効率の観点も含めて、これらの具体的な取り扱いにつきまして、現在検討をしておるところでございます。

なお、また飛んで申しわけございません。13ページをお願いいたします。作成取得段階から、公文書館への移管までの法令上の手続を整理した資料でございます。後ほどごらんいただければと存じます。

12ページをお願いいたします。次に、公文書ファイル管理簿につきまして御説明させていただきます。

作成から、公文書館への移管、廃棄するまでの間はこの公文書ファイル管理簿により適切に管理することとし、管理簿は県のホームページでの公表や県民室でも閲覧できるようにしてみたいです。なお、保存期間1年未満の文書につきましては、過大な行政コストが生じることを考慮いたしまして、管理簿への記載義務を課しません、恣意的な運用がなされるこ

とのないよう、1年未満を設定することができる文書をア～キの7項目の文書に限定し、公文書管理規程で定めるようにしてまいりたいと考えております。

14ページをお願いいたします。次に、公文書館の役割や特定歴史公文書等の利用につきまして、御説明をさせていただきます。

公文書館の役割といたしましては、(1)の歴史公文書等の収集保存閲覧などの業務のほか、5つの役割を考えておるところでございます。上から3つ目の利用請求できる特定歴史公文書等でございますが、来年4月の公文書館の開館に向けまして、昭和時代の公文書を県民の皆様にご利用していただけるように、現在歴史公文書等の選別や目録の作成などの、準備作業を進めておるところでございます。

15ページをお願いいたします。次に、公文書管理委員会につきまして御説明させていただきます。

知事の附属機関といたしまして5名の委員で構成する高知県公文書管理委員会を設置したいと考えております。委員会の職責といたしましては、規則等の制定改正の内容や移管廃棄の判断の妥当性を御審議いただくほか、公文書等の管理に関する重要事項について実施機関に対し意見を述べるができるようにしてまいりたいと考えております。

16ページをお願いいたします。今後のスケジュールに関しまして御説明をさせていただきます。

一番上段が、条例に関するスケジュールでございます。本議案につきましてお認めいただきましたら、速やかに公文書管理委員会を設置し、公文書管理規定の例と留意事項を示したガイドラインを定めた上で、年内を目途にすべての実施機関が文書管理規程を策定できるようにしてまいりたいと考えております。

議会の皆様にご利用の諮問の状況等につきまして御報告をさせていただきたいと考えております。なお、3ページから5ページでございますが、公文書管理制度の例規構造のイメージや今後策定をしております、条例施行規則とガイドラインに関する資料を参考として添付してございますので、ごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**桑名委員** 公文書に係る職員さんもですね、相当な専門性を問われるわけですが、昨年12月、委員長報告の中でも、人材育成を図っていくということも示されてますけれども、具体的に、どのように専門性を高めていくのか、そのところをお聞かせいただければと思います。

◎**徳橋文書情報課長** 現在、国立公文書館のほうで基礎から応用までの研修の講座がございます。それに対して、職員を派遣して受講させて、スキルを身につけるといことで、人材育成を図ってきております。

なお、国のほうでは、公文書に関わる専門職ということで、公的認証制度の資格の創出ということも検討をされておりますので、その状況をにらみながら、本県の職員においても、そういった資格を持った人材の育成と確保ということも、今後検討してまいりたいと考えております。

◎桑名委員 それと職員もそうなのですが、もう一つ公文書管理委員会ですね。これもこれから設置される場所ですけれども、この人達も、また専門性が高くないといけないんですが、どんな人材の人達で構成をされるのか。

◎徳橋文書情報課長 この管理委員会のメンバーにつきましては、昨年、有識者の検討委員会を開催しております。その報告書の中で、一定、方向性を示していただいておりますので、公文書管理法に詳しい方、あるいは、公文書館の運営に詳しい方、それから情報公開や個人情報の保護に詳しい方、あるいは歴史研究に造詣の深い方とか、いうことでお示しをいただいておりますので、そういった方々を中心に、今後、委員をお願いしていきたいというふうに考えております。

◎米田委員 7ページですけど。公文書の定義というのはこの3つを満たすということが、ルールというか定義になってるんですかね。例えば2の事例で、協議をして担当がメモしますよね。これは、あくまで1人のメモは、公文書の定義にはあまりあたらんということで、はなから非該当になっちゃうわけですよね。ここには意思決定の一つの経過、過程があらわれてるというふうには思うんですが、それはそういう解釈、不要なんですかね。

◎徳橋文書情報課長 まず、公文書の定義でございますが、これは、日本全体でこのルールで運用しておるところでございます。2の事例につきまして、担当メモというふうに記載をさせていただいておりますけれども、このメモをもとに、組織としてきちっと検証して、正しい記録として保存したものが、公文書ということで、担当者のメモそのものは公文書ではないという整理をさせていただきます。

ただ、記録をつくるに当たっては、担当者のメモをもとに記録をつくっていく、組織としてきちっと正しいものとして、記録を残していくという作業をして、その記録自体は公文書であると整理をさせていただいております。

◎米田委員 だいたいわかりましたが、担当のメモがもとになるわけで、そのメモそのものも記録の中には、出てきてこういう提案があって、みんなでこういう協議をして、最終組織としてこうなりましたと、最初のメモと同じ結果なのかもしれないけど、そういうことですかね。担当のメモが土台として、あるいは足がかりとして、そこにちゃんと下におりてきた組織共有の結果の前提としてそういうものが、残されていくという理解でいいですか。

◎徳橋文書情報課長 10ページを少しごらんいただいたらと思います。

意思決定に至る経緯過程にかかる文書ということでございますけれども、通常、意思決定をする場合には協議資料というものを基本的に作成をしてまいります。下の点線の枠囲いを

見ていただきたいと思いますが、担当協議メモということで、まずは担当者が協議メモをつくると。それから、それをもとに記録の作成、それから場合によっては部内の確認をして、必要に応じて、修正したものを組織として共有をするということで、これが、公文書であるという整理をしてございますので、協議メモそのものは個人の職員が筆記したものであるということでございまして、それをもとに組織として、正しい記録としてつくったものが公文書ということで、実務上は担当者の協議メモも残しつつ、正確な正しい協議記録をつくるという実務上の状況はございますけれども、定義から言いますと、適切に組織として確認したものが公文書であると整理をしてございます。

◎米田委員 実務上残しているというのは、非常に微妙なけど、結局ここに書いてあるように、必要に応じて修正しますよね。そしたら修正したという記録も残るわけよね。もとはこうやって、ここはこう修正をしてこういう部内で共有してきましたということになるんじゃないんですかね、そういう理解でいいですか。

◎徳橋文書情報課長 この資料にございますように、メモをもとに必要に応じ、修正をかけて、最終的にこれで間違いないということで、記録ができ上がるという形でございますので、網かけの下の網掛け、ちょっとわかりにくいですがけれども、部局の意思決定に係る指摘事項というようなことで、記録が残されるという形にしてございます。

◎君塚総務部長 補足でございますけれども、今回条例がとおりますと、条例第8条の規定というのがございまして、これは職員はというところで始まるんですけども、実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程、これを合理的に後づけ検証することができるよう文書を作成しなければならないと、経緯が確認できるように文書作成しなければならないという義務がかかっております。そうしますと、公文書のほうも内容の質の担保というのも求められてまいります。ですので、担当さんがいろんなところでメモするわけですがけれども、必ずしも上席の人が言っているものを理解し切れるとは限らない場合があるわけでありまして、そうするとその担当メモをそのまま公文書として残してしまうと、後世検証しようとしたときに、どうも結果と違うこともあり得るのではないかとということもありますので、担当メモをベースに、上席の決定権者のあるものも確認をして組織共有をする、そこからが公文書であると、こういう整理をさせていただいているところです。ですからこれ、もし何か重要な意思決定がなされているにもかかわらず、そこをはしょって文書にしてしまったということであれば、それはそれでルール違反ということになりますので、その運用はしっかりしていきたいと考えております。

◎米田委員 ずっと、全国的に社会問題ともなってる、その意思決定がね、やっぱり後世の人にも、判断できるというものでなければ、ある意味公文書ではないんで、そこはちゃんと担保もしながら、ルールの確立をぜひしていただきたいと思います。

それと他県に10県ぐらいできちよったと思うんですけども、こちらの公文書条例は、民

主義の根幹にかかわる問題で、国民の知る権利を保障するという点で非常に評価すべき内容になってると思うんです。他県と比べて、どういう点を高知県独自あるいは進んだというかよりベストな公文書条例になるというところを。

◎徳橋文書情報課長 廃棄をするに当たって厳格なルールを定めておるというのが、1番の特徴でございます。まず、それぞれの実施機関所属で確認をして、さらには、その結果について、公文書館で再度確認をします。最終的には第三者機関である公文書管理委員会のほうで、さらなるチェックをかけるということで、三重のチェックをかけてまいります。この制度は、本県独自の規定ということになってございます。

◎米田委員 はい、わかりました。最後に、公文書館を利用される方がどういう人かわかりませんが、県民の皆さんの利用に供せられるように、例えば休館日をね、今、図書館と違って土日、休むわけよね。非常に広く一般的に考えたときには、そういう図書館の開館ルー的なものが今一番多数が利用しやすいということで、してると思うんですよ。しかしこの条例上、第5条で土日祝日とかいうふうにしてるんで、そこら辺またそれは走りながら検討したらええかもしれませんけれども、ただ、出発に当たって、そういう、図書館のあり方とかからしたら、あらっというふうには思うんですがそこはどうなんですかね。

◎徳橋文書情報課長 他県さんの運用事例も見させていただいております。基本的に公文書館、図書館との複合施設という県が非常に多くございまして、そこは土日もあけておると。施設の管理の問題もありますので、図書館との複合施設というのは非常にやりやすいと。公文書館単館で運営をされておるところは割と月曜から金曜、平日開館という形が多くなってございますので、本県も、まず出発点として、月曜日から金曜日にあけさせていただいて、ただ、公文書館は本県初の施設でございますので、県民の方に知っていただく、わかっていただくということが非常に重要になってまいりますので、随時土日もあけて、さまざまな企画展であるとか研修であるとか、あるいは、公文書館を実際見ていただくとか、そういったことを随時、取り組んでいきたいと。それで、県民の皆様に、公文書館を知っていただくという努力は今後してまいりたいと考えております。

◎米田委員 今後、いろいろしながら、よりよい県民に開かれたということをやっていったらいいと思うし、ただ場所的には同じ会館に入ってるほかのところは恐らく全部あけるわけよね。観光ガイドとかいろいろつくったり一緒に複合施設みたいになってるんで、他があいちゅうに、公文書館だけしまっちゃうよ、というのもどうかなという思いも余計にするんで、そこら辺は活用もしながら、利用状況も見ながら、ぜひ引き続き、検討もしていただきたいと思っておりますので、要請したいと思っております。

◎武石委員 米田委員の前段の職員のメモとかに関連した質問なんですけれども。いわゆる電子データですよ。電磁的記録、これの取り扱いもいろいろ議論もあるようですよね。公文書管理法の第2条第4項では、行政文書の中には、電磁的記録も含まれるとこういふ

に明記されてると思うんで、その取り扱い、あるいは定義、これをしっかりしておくことも、大事なんじゃないかと思うんですよね。

電子決裁も県庁の各部署間や県庁外でもやられてると思うんで、そういった決裁に至る経過とかいうこともやっぱり正確に残しておかないといけない。当然改ざんなんかがあつてはいけないと思うんですけれども、まずその全部電磁的記録に対する考え方をちょっと御説明いただけますでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 現行でも、電磁的記録要綱という定めをいたしまして、メールであるとか、あるいは電子媒体で保存をしておるものというものの取り扱いを定めております。新しい条例が施行されましたら、その電磁的記録の部分についても新たにきちっと定めをし直しまして、厳格に取り扱いをしてまいりたいと考えております。

それから、電子決裁に関しましては、かつては一度、本県においても、導入をしたという経緯がございます。ただ、逆に非常に事務が煩雑になって事務効率が落ちて、というようなこともございまして、今、電子決裁というのは、取りやめという形にしております。ただ、国のほうにおきまして、2026年をめどに、行政文書のすべての電子化という方向性が打ち出されておりました、これから国のほうでも取り組みが進むというふう聞いておりますので、その動向を見ながら、本県においても、電子決裁、行政文書の電子化というものを今後検討してまいりたいと考えております。

条例の施行を見据えまして、今現在、文書情報システムという、決裁文書の起案のシステムの改修をしております、その中で、条例に即したような形で機能付加を今準備を進めておるところでございまして、いつ起案したとか、いつ決裁になったとか、そういった情報がきちっと残るように。それが先ほども申しました公文書ファイル管理簿に適切に反映されて、県民の皆さんに見ていただけるというところまで文書情報システムの改修というものを今現在進めておるところでございます。

◎武石委員 職員の皆さんも常にパソコンを使って文書をつくっておられるわけなんで、紙というよりはむしろこの電磁的記録っていうのをどう正確に残していくかというのが、僕は公文書館つくることよりも本来非常に重要なことであると思うんで、今あえてお聞きもしたんですけれども、それで、他県の事例を見ると、歴史的重要なと思われる電磁記録については紙に打ち出して保管するとかいうこともされておられるということもお聞きしますし、当然、電子メディアも、時代とともに変わっていくわけですね、テープレコーダーからフロッピーディスクになってずっと変わっていくわけで、それをどうやって歴史的に、電子メディアっていうものを受け継いでいくのか、あるいはもう紙にしておくのか、それじゃどういったものを紙にすべきなのかというところも重要になってくると思うんですけれども、現時点のお考えで構いませんが、そのあたり、どうやって電子データを後世に残していくのか、その御所見をお聞きしたいと思います。

◎徳橋文書情報課長 現在は紙が中心でございます。ただ、情報通信技術といいますか、そういう進歩もございますので、それにふさわしい形で行政文書もやはり電子化していく、電磁的記録で残していく方向だろうと考えております。そこの部分については、まだ知見が十分あるわけではございませんので、これから知見も蓄えながら、研究検討をぜひしてまいりたいと考えております。

◎武石委員 それとその電子データのことも含めてですけれども、東日本大震災なんかでは多くの公文書が被災してその修復作業も随分大変だったと。財政的には国も負担をして修復作業したというふうに聞いてますけれども。であるからこそ、南海地震の襲来に見舞われる可能性が高い本県としては、公文書館の被害もできるだけ食い止めるように、留意しておく必要もあるだろうし、特にその紙を守るということではありますが、やっぱりその電子データの被災っていうものをどう守っていくか。どういうバックアップ体制をつくっていくのかということも大事だと思うんです。議論されてると思うんですけれども、現時点での御所見をお聞きしたいと思います。

◎徳橋文書情報課長 まず、これまで作成したものにつきまして、古いものから、さらに重要なものについては、電子化を進めていきたいと考えております。毎年度、きちっと予算も確保して、その作業というのは、公文書館の一つの役割として、進めてまいりたいと考えております。今後つくるものについてはまだ紙ということにはなりますけれども、やはり電子化というものを目指して、今後は取り組んでいきたいということで、これまでつくったもの、それから今後つくるものも基本的には、電子にしていくという方向性を持ってこれから検討もしていきたいと思っております。

◎武石委員 はい、わかりました。

◎三石委員 やっとね、本県にも公文書館ができるということで、待ちに待った公文書館ができますね。条例の構成も、第1章から第7章附則まできちっと整理されて、ページ数でいうと、1ページから14ページまで詳しく書かれています。そんな中で、米田委員さんとか武石委員さん、桑名委員さんのほうからの質問と意見もありましたけどね。ごく基本的なことをね、もう一遍私自身も聞きたいし、新しい委員さんも来られてますのでね。今までの公文書ですわね、どういうような状況であったのかね、戦時中随分大空襲でやられてなくなったとか、整理ができてないとかいろいろ問題がありますが、そのあたり含めて現在に至るまで本県の公文書はどういうふうな状況にあったのか。だから、こうこうこういうことで公文書館をつくらないかんということで、現在に至ったその流れをもう一度ほんとに初心に戻って教えていただきたいんです。

◎徳橋文書情報課長 現在、県のほうで保存をしております公文書というものは、昭和20年7月の高知空襲でそれまでの分がほぼ焼けております。戦後から作成したものが、残っておるという状態です。戦後の前の部分については、軍人軍属の皆様の援護の関係の資料が国の

ほうから地方自治体に渡されて、それが残っておるという状態でございます。戦後のものにつきましては、県庁の書庫でずーっと保管をしてきたという状況でございます。

県庁の書庫も収容に限りがございますし、あるいは南海トラフ地震で貴重な公文書が傷んでしまうということも懸念されましたので、平成24年に大栃高校のほうに重要な文書、永年保存文書、30年保存文書を移し替えて、現在、県庁の地下書庫及び大栃書庫のほうで保管しております。県庁の地下書庫については十分とは言えませんが、温度湿度に配慮した保存を現在はしておるところでございますけれども、大栃高校につきましては、もう置きっ放しという状態で非常に環境が悪い中での保存ということになってございます。

そうしたこともございまして、貴重な公文書については、環境のいいところ、あるいはセキュリティのしっかりした施設で保存すべきだろうということで、従前から、公文書館の整備というものについて検討をしてきたという状況でございまして、県立図書館がオーテピアのほうに移転をしたという契機をとらえまして、旧県立図書館の跡地についてどう活用していくかということで、長年の懸案課題であった公文書館を整備をしていこうという意思決定を平成28年に行ったところでございます。公文書館の整備も今現在進めておりまして、大栃あるいは県庁内の地下書庫に保存しておる重要な公文書について今現在、文書の整理と、あるいはどういった文書があるんだということでの目録の整備などを進めて、来年の開館に向けて、準備を進めておるところでございます。

公文書館のほうも秋口には一定、施設整備が終わりますので、秋口から年内あるいは年明けにかけて、重要な公文書を公文書館のほうに搬入をして、来年の4月にそれらの公文書について県民の皆様にご覧いただけるように準備を今後していきたいと考えておるところでございます。

◎三石委員 公文書の整理等々するのは、これ大変な作業やと思うし、桑名委員さんのほうからもありましたけど、非常に高度な専門性が問われるんですねこれね。ほんで、国立のほうで研修をさせているというような話がありましたけれども、もうちょっとそこらあたり詳しく言えないですかね。人数から始まって、どのような研修してどうだっっちゃうのは、もう少し詳しく。

◎徳橋文書情報課長 国立公文書館のほうで実施されておりますアーカイブス研修ということでございまして、3段階ございます。第1段階は重要な公文書の評価選別の考え方であるとか、保存方法であるとか、あるいは、利用に際しての具体的なスキルとか、そういった初歩的な技術を教えていただけるのが、基礎段階の研修でございます。第2段階につきましてはそれぞれ評価選別につきましてはそれを掘り起こした形での、さらに深い研修ということになってございます。これは毎年度テーマを決めて、それぞれ毎年度テーマから変わりますけれども、専門性の高い一定研修というふうになってございます。第3段階は、ほぼ、大学院レベルの資料管理論とか、そういった形でも大学院レベル、論文も提出しないといけない

というような非常に高度な研修になってございまして、大学の先生、あるいは国立公文書館の職員さんが、マン・ツー・マンで教えていただけるというような講座になってございませぬ。本県においては、第2段階までは受講をしておりますけれども、何分まだ公文書館ができておりませぬので、第3段階の大学院レベルまでというところまではまだ受講ができてないという状況でございませぬ。

◎三石委員 人数というか構成は言っていましたか。

◎徳橋文書情報課長 人数的には当課に配置になった職員で公文書担当という職員について、これまで、22年度から定期的に国立公文書館のほうで受講をさせております。

◎三石委員 ほんとに高度な専門性とかが問われますので大変だと思いますけれども是非頑張ってくださいと思います。それと、これも桑名委員さんの質問と重複しますが、管理委員会ですよね。管理委員会も形だけの管理委員会になっちゃいかんと思うんですが、専門性を持った方5名。そういう方ということで言われてますが。実際にこれももう少し詳しく、言えるところまで言っていたらと思うんですが。

◎徳橋文書情報課長 まず、公文書管理法にお詳しい方、あるいは公文書館の運営に精通されておられる方ということで、国立公文書館の方をお願いしたいと今考えておるところでございませぬ。それから、情報公開、個人情報保護に造詣が深い方ということで、情報公開条例あるいは個人情報保護条例の附属機関としまして、公文書開示審査会あるいは個人情報保護制度委員会という知事の附属機関を設けておまして、その中の委員さんから適任の方をお願いしたいと考えております。歴史研究者ということで、近現代を中心に、研究をされておられる方ということで、県内博物館の方で適任の方をお願いしたいと考えておるところでございませぬ。

◎三石委員 ただじゃいかんと思いますけれどもお金を払わなきゃいかんでしょ。だいたいどのぐらい。

◎徳橋文書情報課長 1回の執務で9,000円ということで考えております。

◎三石委員 1回。

◎徳橋文書情報課長 委員会を1回開きましたら、9,000円と。

◎三石委員 しょっちゅうは開かんわけだね。

◎徳橋文書情報課長 はい、本年度は5回ほど予定をしておりますけれども、来年度以降につきましては、二、三回のペースで開催をしたいというふうに考えております。

◎三石委員 いらんことやけど、2回ぐらいで9,000円ぐらいでね。引き受けていただいたらありがたいね。それと罰則のことが出てますわね。これは守秘義務を課せられて、違反した場合の罰則の条例というのは、これはどんなことやろう。

◎徳橋文書情報課長 この罰則につきましては、公文書管理委員会の委員に適用されるものでございまして、管理委員会の委員としての職務で知り得た秘密を漏らした場合の守秘義務

違反に対しての罰則ということになってございます。

◎三石委員 具体的にどんな。

◎徳橋文書情報課長 1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということにしてございます。

◎三石委員 わかりました。

◎大野委員 説明ありがとうございます。1点だけちょっと気になったのが公文書の定義のところなんですけれども、先ほど電磁データの話もあったり名簿の話があたりしたんですけれども、中で、私物のスマホのやりとりであっても公文書で作成保存することを義務化というふうに出ておるんですけれども、これ具体的にはどういうことを想定されてるんでしょうかね。

◎徳橋文書情報課長 例えば、意思決定権者が県外へ出張をしておるという場合に大きな災害が発生したということで、連絡手段として、その出張された方のスマホに情報をお送りをして指示を仰ぐという場合もあろうかと思えます。その場合に、連絡した事項と、指示をした内容についてきちっと記録として残していくというようなことを想定をして、記述をさせていただきます。

◎大野委員 となると、指示を受けた担当者側とかもですよ。例えばそれをもう残しておく義務が発生するということでもよろしいでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 はい。そのように考えております。

◎大野委員 はい、わかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈行政管理課〉

◎今城委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎平井行政管理課長 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。資料は、同じく議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の改正の目的でございます。こちらのほうでございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、国会議員の選挙における選挙長等の費用弁償額の基準が改定されましたことを考慮しまして、本県において行われます、国会議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙で選任されます選挙長等の報酬の額を改定しようとするものでございます。

次に、2の改正の内容につきましてでございます。改正内容につきましてはこの条例の別表の第2におきまして特別職の地方公務員に当たります選挙長、選挙分会長、選挙立会人及び選挙分会立会人の日額報酬が定められておりまして、これを資料の表に記載のとおり、それぞれ国に準じた額に改めようとするものでございます。最後に、3の施行日でございます。

す。施行日につきましては、国の改正法が本年5月15日に既に同日付けで施行されておりますことから、速やかに国に準じた措置をするため、議決後公布日施行としたいと考えております。当課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎今城委員長 質疑を行います。

(なし)

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎今城委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎川崎税務課長 税務課の令和元年度一般会計の補正予算案について御説明を申し上げます。お手元の右上に②とあります、補正予算の議案説明書の5ページをお願いいたします。

対象となりますのは、右端の説明欄の税務電算事業費の電算システム修正等委託料でございますが、これは税制改正などに伴いまして税務総合システムの改修を行うための経費でございます。今年度の税制改正における地方法人課税に対する新たな偏在是正措置の創設や車体課税の見直しに対応するために税務総合システムの改修に要する経費としまして、3,300万円余りの増額の補正をお願いするものでございます。

次に税務課の条例その他議案につきまして、議案補足説明資料によりまして御説明申し上げます。総務部という青いインデックスの中の赤いインデックスで税務課とありますところの1ページをお願いいたします。

まず、高知県税条例等の一部を改正する条例議案でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、県税条例に必要な改正を行おうとするものでございます。

今回の主な改正内容について御説明いたします。まず1番の地方法人課税における新たな偏在是正措置につきましては、税収が大都市に集中しまして、特に税源の偏在度が高いとされております。地方法人課税に対しまして、現在、法人事業税の一部を分離しまして、国税である、地方法人特別税を創設をいたしまして、その税収の全額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与することで、税源の偏在を是正しているところであります。現行の偏在是正措置につきましては、消費税率を10%に引き上げる段階で廃止されますことから、今回の税制改正によりまして、(1)と(2)にありますように、現行措置の廃止によって復元されます法人事業税の約3割を分離いたしまして、国税の特別法人事業税を創設をいたしまして、その税収の全額を特別法人事業譲与税によりまして都道府県に譲与する新たな偏在是正措置が講じられることになりました。現行の偏在是正措置では譲与の基準を人口と従業者数としておりますが、新制度では人口のみを基準としますとともに、地方交付税の不交付団体には当初の算出額の25%のみを譲与する譲与制限を適用いたしまして、残った75%は改めて地方交付税の交付団体に譲与することとされております。なお、新制度による譲与の開始は

令和2年度からとなります。条例改正事項につきましては、法人事業税の約3割を分離するために、(3)にありますように、法人事業税の税率を引き下げるものでございます。

次に2番の車体課税の見直しについてでございますが、資料の3ページをお願いいたします。まず車体課税の見直しの概要について御説明をいたします。消費税率を10%に引き上げる段階で、資料の左側の中ほどにございます。自動車取得税を廃止しまして、自動車税と軽自動車税にそれぞれ新しい税目としまして排気ガスや燃費などの環境性能に応じて税率を決定する環境性能割を導入いたします。あわせて、現行の自動車税と軽自動車税をそれぞれの種別割に名称変更します、車体課税の見直しが実施されます。

もう一度資料の1ページに、後戻りください。

この、見直しにあわせまして、今回の地方税法の改正によりまして、(1)にありますように、自動車の保有に対する税負担を軽減するため、自動車税の種別割の税率の引き下げが次の2ページの新旧税率一覧のとおり、本年10月1日以降に新車登録される自家用乗用車を対象に4,500円から1,000円の引き下げ幅で実施がされることとなりました。

その表の下の星印につきましては、身体障害者に対する自動車税の減免についてでございます。現行の取り扱いにおきましては、排気量が2,000ccを超え2,500cc以下の自家用乗用車の税率をもとに4万5,000円を減免できる上限額として定めておりまして、この上限を超過する額を課税しております。今回の自動車に係る種別割の税率の引き下げによりまして、排気量2,000ccを超える2,500cc以下の自家用乗用車の税率が現行の4万5,000円から1,500円引き下げられまして、年額4万3,500円に改定されますことから、本年10月1日以降に新車登録をしました自動車の減免できる上限を、年額4万3,500円に変更するものでございます。

次に(2)の自動車税環境性能割につきましては、排気ガスや燃費性能などに応じまして4段階の税率が適用されますが、自家用乗用車の場合には、下の表の中ほどにありますように、平成28年度の税制改正によりまして税率区分が規定をされておりましたが、今回の地方税法の改正によりまして、燃費基準をより厳しくする見直しが行われておるところでございます。

また、消費税率の引き上げに伴う対応としまして、本年10月1日からは令和2年9月30日までの1年間に自家用乗用車を取得した場合の環境性能割の税率を、下の表の右の欄のとおり、臨時的に1%軽減することとされております。なお、この臨時的軽減措置による減収分は地方特例交付金によりまして全額国費で補てんされることとなっております。

続きまして4ページをお願いいたします。過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、資料の2の(1)と(2)にありますように、過疎地域や半島振興対策実施地域におきまして、製造事業などの設備を新設または増設した事業者に対しまして県

税を課税免除や不均一課税した場合に、その減収額に対する国の減収補てん措置の適用期限が総務省令の改正によりまして令和3年3月31日まで2年間延長されたことに伴いまして、県税の課税免除等の適用期限も同様に令和3年3月31日まで2年間延長しますとともに、本年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

次に、(3)の高知県地域活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、中小企業などの定義を引用しております租税特別措置法と条ずれが生じたため、引用規定の整理を行うものでございまして、制度内容に関する変更はございません。以上で税務課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 聞き逃したかもしれないんですけども、この偏在是正措置を講じてもらうことによって、現行であればどれぐらいの増収になるのか、もし想定されるものがあれば教えていただきたいんですが。

◎川崎税務課長 譲与税の見直しによりまして、2億5,000万円程度の増収が見込めるのではないかと試算をしております。また、あわせまして法人事業税のほうも税率は多少上がりますので、その分としまして6億7,000万円程度、あくまでも30年度の実績見込みに基づきましてそれぐらいの増収が見込めるんじゃないかという試算をしております。

◎桑名委員 はいわかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。以上で総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎今城委員長 続いて、総務部から、2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。

〈行政管理課〉

◎今城委員長 まず、会計年度任用職員制度の導入について、行政管理課の説明を求めます。

◎平井行政管理課長 報告事項の青色のインデックス総務部の資料をごらんいただきたいと思います。その中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをごらんください。

来年度から導入されます会計年度任用職員制度につきまして、制度の概要と本県の制度運用の骨格を御説明させていただきます。

表題の下にございます、制度導入の目的のところでございます。制度導入の目的としましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応するため、全国的に臨時・非常勤職員が増加しております中、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られますことから、会計年度任用職員制度の導入等によりまして、適正な任用、それから勤務条件を確保しようとするものでございます。

その下の法改正の内容をごらんいただきたいと思います。制度の導入に当たりまして、地

方公務員法と地方自治法が改正されております。大きな1の、地方公務員法の改正につきましては、適正な任用等を確保するため、3点の改正が行われております。

(1)の特別職任用の厳格化と(2)の臨時的任用の厳格化につきましては、現状において、通常の事務職員等でありましても、特別職として任用された結果、守秘義務等の服務規律が課されないものがございますことや、臨時的任用制度の趣旨に沿わない運用が見られるということがございまして、取り扱いを厳格化しようとするものでございます。

その下の(3)の一般職の非常勤職員の任用に関する制度の明確化につきましては、これまで一般職の非常勤職員の法律上の根拠が不明確であったことも任用制度の趣旨に沿わない運用が見られる理由の一つと考えられますことから、新たに会計年度任用職員の規定を設けまして、採用任期等の明確化を図られたものでございます。

その下の四角の枠囲みの中でございますが、定義を記載しております。会計年度任用職員はその名称のとおり、1会計年度ごとに任用する職員でありまして、その業務は正職員が従事すべき業務以外である職員とされているところでございます。

次に、2の地方自治法の改正につきましては、国の非常勤職員と同様、会計年度任用職員に対して期末手当の給付が可能となるよう規定が整備されたものでございます。

次に資料右側の本県の臨時・非常勤職員の状況と移行のイメージをごらんいただきたいと思います。制度導入によります職員の移行の大枠を示したものでございます。本県の知事部局におきましては、任用の厳格化によりまして、現行の一般職非常勤職員と臨時的任用職員は基本的に会計年度任用職員に移行するものと考えております。

下の枠囲みの参考のほうをごらんいただきたいと思います。法改正時に国会におきまして附帯決議が行われております。この中で、現行の臨時・非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たりましては、不利益が生じることなく、適正な勤務条件、勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対しまして適切な助言を行うこととされております。

次のページをごらんいただけますでしょうか。制度案の内容でございます。左側に会計年度任用職員制度におきます本県の主な勤務条件の案を、右側に総務省のマニュアルを記載させていただきます。

まず、1段目でございますが、募集任用につきましてはでございます。募集任用につきましては、基本的にマニュアルに沿ったものとしておりますが、異なる点といたしましては、丸の3番でございます。再度の任用をごらんいただきたいと思います。会計年度任用職員は1会計年度ごとに任用される職であります。一定の期間は公募によらず再度の任用も可能とされてございまして、マニュアルでは、最大2回、最長3年間でございます。最大2回を例示されておるところでございます。

本県では、職の実態を踏まえまして、特に経験等が必要と認められる職につきましては、最大4回、最長5年間という意味でございますが、最大4回まで再度任用を可能とすること

としておるところでございます。加えて、その下にございます経過措置を設けておるところでございます。これは本県の現状といたしまして、現行の非常勤職員につきましては、これまで実質的に継続任用としていた実態があることを踏まえまして、同一の職が継続することを前提としまして、当分の間、人事評価を用いた選考によりまして再度の任用を可能とすることとしておるものでございます。

次に、給料報酬の欄をごらんいただきたいと思います。マニュアルの①の給料水準の考え方、それから②の上限設定の趣旨内容とともに、本県の臨時・非常勤職員の現行の水準、それから業務内容の実態を踏まえまして設定をしておるものでございます。

表の中をごらんいただきたいと思います。表の上限号級の欄に代表的な職を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず表の左端でございます。一般事務等につきましては、マニュアルでは定型的補助的な業務等に従事する。事務補助職員につきましては、一般行政職の常勤職員の初任給基準を上限の目安とするとあることを踏まえまして、本県の上級初任給基準の1級29号給に4号給を上乗せしました1級33号給を設定しておるところでございます。

次の右側のほうでございますが、次に登記事務、消費生活相談員と職業訓練指導員でございます。こちらの2つにつきましては現行の制度におきましても、特に経験年数等が必要であることから、勤務年数によりまして支給が上昇する設定をしている職でありますこと、それからほかの職と比べて高い水準としていることなどを踏まえまして、それぞれ2級17号給、また、2級81号給を上限に設定をしているものでございます。

次に、事務補助等につきましてはでございます。事務補助等につきましては現行の臨時的任用職員の水準としまして、初級の初任給基準であります1級9号給を設定するところでございますが、また先ほど申し上げ説明しました一般事務等の上限としまして、上級の初任給基準に4号給を上乗せをしているということでの均衡を踏まえまして、1級9号給に4号給上乗せしました1級13号給、こちらを上限にしておるところでございます。

続きましてその下の手当の欄をごらんいただきたいと思います。法改正のところでは少し触れましたけれども、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、新たに期末手当の支給が可能となっておりますのでございます。具体的には、マニュアルに沿いまして、6カ月以上任期があるものを対象としまして、正職員と同様に、2.55月分の期末手当を支給することとしておるところでございます。この期末手当の支給と先ほどの給料報酬の設定によりまして、少し矢印で書いておりますが、矢印の先の枠囲みでございますとおりの、多くの非常勤の職員につきましては、1割から2割程度の処遇改善、いわゆる年収が増ということでございますが、処遇改善を見込んでおるところでございます。

なお、同じ枠の中でございますが、下の米印にありますとおり、新たに期末手当が支給されるにもかかわらず、現行制度の年収を下回るケースが生じた場合には、年収ベースでの現

給補償を実施することとしております。実際には例外的な結論になるものと考えているところでございます。

また、②の期末手当以外の手当につきましてでございますが、こちらは基本的に総務省のマニュアルと同様とするところでございます。

最後に休暇につきましてでございます。総務省のマニュアルでは会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件につきましては、国の非常勤職員との間に権衡を失しないように、適当な考慮が払わなければならないとされておりますが、先ほど御説明しました法改正時の附帯決議ですとか、現行制度としまして、既に病気休暇の有給化など一部国を上回っております本県の実情は、これまでの経緯があって現行の設定となっておりますことを踏まえまして、現行制度の維持を基本に設定することとしておるところでございます。

以上、今回御説明しました内容につきましては、職員団体との話し合いにおきまして大筋合意に至っているとところでございます。

本県の会計年度任用職員制度の勤務条件としましては、御説明しました内容を骨格としまして、引き続き検討を進めるとともに、関係条例の改正案につきまして、9月議会に上程したいと考えておるところでございます。以上が、行政管理課の報告でございます。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**大野委員** 附帯決議のほうで、不利益が生じることなく、財源の十分な確保に努めるということで衆議院のほうでも附帯決議されてるということなんですけれども。財政面とかなかなか厳しい部分もあるんじゃないかと思うんですが、国に対して何か申し入れなんかしているのは、県のほうからされておるんでしょうかね。

◎**平井行政管理課長** 現在ですね、制度の設計含めまして総務省とやりとりをしているところでございます。それから一定期間にはヒアリング等もございまして、現時点での制度概要もお伝えしてるというところでございます。

その中で、所要額が大体どれぐらい見込めるかという話も出てまいりますので、途中段階のところも示しながら行っているところでございます。そういった考え方も踏まえまして、これまでもでございますが、県としましては、知事会等を踏まえまして、これ全国的な課題でございますので、全国一緒になった形で、この制度移行に当たりましては、必要な財源等につきましては、必要な手当ををさせていただくということで要望申し上げております。個別にはヒアリングの場ですとか、全国的には知事会の場を通じまして、国へは要望申し上げていると。そういった状況でございます。

◎**大野委員** それこそ9月以降、条例ができればそれ以降にですね、募集のほうもしていくような形にもなってこようかと思うんですけれども、ハローワークのほうなんかでも募集するという事になってくると思うんです。ちょっと給料報酬見させていただいたらですね、基礎となる号級が1級5号給ですよね。上限のほうが一般事務であつたら月額で14万3,000

円、1級33号給ということになって、これは、募集するときには、金額的にはどっちが出るんですかね。基礎とする号級のほうを提示するのか、上限を出すのかっていうところになると、どっちを出して募集をかけることになりますか。

◎平井行政管理課長 出し方のほうはちょっと、検討する事になるんですけども、基本的にはこれまでは非常勤職員というのは、一職に対してもこの金額という、一職一給の考え方でこの給料というのを示してたんですけども、今回の正職員に準じまして、スタートが1級5号給なんですけれども、それに例えば学歴でありますとか職歴を加味していくということになりますので、いわゆる典型的な職についていただく、そういったところでの給料を水準としてお示しする形になろうかと考えておるところでございます。

◎大野委員 ちょっと心配するのが、1級5号給っていうたらどのくらい。

◎平井行政管理課長 ちょっと個別になるんですが多分11万円ぐらいとかそういった形になろうかと思えます。

◎大野委員 となると、なかなか来れる人も少ない中で、この金額で募集をかけたとなると、年収にもかかわってくると思うんですけども、やっぱり現給保障はしてくれるという話が今あったんですけども、年収的にはどれぐらいになって、それで非常に今度任用職員の方なんか大丈夫なのか、ちょっと心配するんですが、どんな感じでしょう。

◎平井行政管理課長 現在、お勤めいただいている非常勤職員の方が特に制度が変わりますので、どうなるんだというところだと思いますんで、先ほど御説明した制度のほうで試算しますと大体10%から20%ぐらいが増になるという制度でございますので、今いらっしゃる方につきましては、期末手当が出ることとあわせて、そういった形で全体では増になるというところを考えてるところでございます。

◎大野委員 引き続き職員団体と話していただいて、やっぱり収入総額ですよ、年間総額が少しでも上向いていけるような形をお願いしたいなということを要請をしたいと思えます。

◎米田委員 登記事務とか、消費生活相談員とか職業訓練指導員の業務が、正職員が従事すべき業務以外ということで、正職員以外ということになっちゃうと思うんですけども、本来、専門性もあって、全国的に消費生活相談員をどうするかとか、いろいろ社会問題にもなっちゃうわけですが、本来、そういう登記だとか消費生活相談は、経験なり専門性要りますよね。そういうことからして、本来正規職員で配置すべき仕事を結局こういうまま移行してしまうのか。そこの大事な結論出さずというふうに思うんですけども。そこはどんなふうに理解をしたらいいですか。

◎平井行政管理課長 委員がおっしゃるとおりでございますので、今回の制度改正の趣旨自体もですね、職のほうをきちっと見直して、任用等それから勤務条件をしっかりとすることで、本来正職員がやるべきものについては正職員がやるという整理をしっかりと

というのが大前提でございます。

委員がおっしゃられるとおり、一つの例でいいますと職業訓練指導員はですね、正職員としての職業訓練指導員という職がございます。それと今の非常勤の職でも職業訓練指導員というのがございます。ただ、それにつきましては当然ながら業務の状況であったり、職責等でやはり一定の違いがあるというところでございますので、そういったところでの職の違いというのはしっかり見ていくという形になろうかと思えます。

いずれにしましても、すべてをそのままいくということではございませんので、一定の期間、会計年度任用職員の職としたものにつきましては一定期間見直しながら行くとそういった考え方でまいりたいと思っておりますのでございます。

◎米田委員 国会のやりとりの中も、本人の希望なりあるいは能力的に正職員化の道も開いていくという議論がされて、これもそういう方向で答弁したかと思うんですけども、そうではないですか。そういうことも検討すると。

◎平井行政管理課長 本県もその考え方といたしますか、職を見ていくというところでございますので、先ほど申し上げた職業訓練指導員自体はですね、単価的なもの、それから現在の水準を見ても、高いところありますので本来、正職員で対応すべき職ではないだろうということで、そういった今後の進め方といたしますか、そこをきっちり見て進めていくという考え方でいきたいと考えております。そういったそのほかにもあればというところで見ていくというところでございます。

◎米田委員 結局、募集任用のところも高知県の独自の改善策を打ち出されてるわけですけども、でも、例えばその消費生活相談員とかいう方は、今おられる方でこういう最長5年までおられるけど、来年度からですよ。それ以降はそしたらこの職員は、継続できないんですよ。

◎平井行政管理課長 今いらっしゃる方につきましては、募集任用の欄の白丸にございます、経過措置というところでございまして、いらっしゃる方につきましては公募ではなくて、人事評価を当然踏まえますけれども、そちらのほうでクリアしていただけるようであれば、当分の間はそのまま引き続いて職務に携わっていただくというのが経過措置の考え方でございます。あくまでも来年制度に移行しまして、新しい方につきましては一つ区切りが入るという考え方でございます。

◎米田委員 それと今、財源の話もされましたけれども、1ページで説明してくれたこの矢印のほうで、財源の確保そのものはこの矢印で、今おられる方の保障は国からきちんとやっぱりされるという理解でいいのかということと、結局平均的には1割2割上がるということやけど、僕ら、もう少し改善されるかと思いましたが、元が低いからと思うんですけども、それを保障する国からの一般交付税があるというこの額的に、どんなふうになりますか。現在453名、213名、大体これぐらいの金額が今、支弁をしよって来年度からこれぐらいになり

ますという。

◎平井行政管理課長 まだ制度の設計の途中でございますが、今現在こちらに掲載しております一般職の非常勤450名程度、それから臨時職員200名程度、それとアドバイザーとかですね、少し外の方の職もございます。そういった方がそのまま移行するというので現在の制度でいきますと非常勤職員で言いますと大体1億円ぐらいの増。それから、臨時職員につきましては少しパート職という考え方も入れてまいりますので、こちらが少し減る形でございます。4,000万円弱ぐらいですが。それでいきますと、知事部局、今のこの分そのまま維持しますと、5,300万円ぐらい増加するというのが今の試算でございます。

◎米田委員 議場でちょっと議論したかもしれませんが、高知市が去年か、試算したときに4億円ぐらい、不足するとした試算からしたら少ないですよ。

◎平井行政管理課長 おっしゃるのは今の知事部局でございますので、教育委員会さんそれから公営企業局さん等の制度設計がございまして、先ほど委員がおっしゃられたのが、恐らく市としての額ですし、県としても全体を出したら当然ながら額としては大きくなりますというところでございます。

◎米田委員 県も市町村も含めて国から地方交付税なり何なりそういう形で、増額も保障されるという理解でいいですかね。

◎平井行政管理課長 こちらとしては必要な経費につきましては、国のほうに求めてきてまいりたいということで、声もしっかり上げてまいりたいと、そういう考え方でございます。

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎今城委員長 次に、高知県行政サービスデジタル化推進会議について、情報政策課の説明を求めます。

◎山下情報政策課長 情報政策課でございます。

それでは、高知県行政サービスデジタル化推進会議につきまして、御説明をさせていただきます。表紙に総務委員会資料報告事項とある資料の、赤いインデックス情報政策課の1ページをごらんください。

高知県行政サービスデジタル化推進会議は、知事を会長とする全庁的な組織でございます。6月13日、第1回の会議を開催いたしました。

まず、Society5.0について、簡単に御説明いたしますと、IoTロボット、AI人工知能、ビッグデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく多様なニーズにきめ細かく対応した物やサービスを提供することにより、経済発展と社会的課題の解決を両立しようとするものでございます。

Society5.0で実現される社会は、ドローンの宅配業務への活用や、遠隔医療、電子申請により、自宅から各種行政手続が可能になるとともに、教育、産業などあらゆる分野で利便性

や生産性の向上が想定され、特に中山間地域においてさまざまな課題解決につながるものとして期待されており、本県ではあらゆる分野で取り組みを進めていこうとしているものでございます。

次に、2、Society5.0の実現に向けた取り組みの方向性について御説明をいたします。

(1) あらゆる行政サービスのデジタル化の推進をごらんください。マンパワーの確保や、行財政改革に向け、行政内部の事務効率化に取り組むとともに、②県民サービスの向上を図るため、行政手続のオンライン化を進めていくこと、行政と県民等との間の行政情報の双方向のアクセス改善に取り組むとともに、県が持っているデータのオープン化に取り組んでいきたいと考えており、これらの取り組みにつきましては、今回設置しました行政サービスデジタル化推進会議におきまして、具体的な進め方を検討していくこととしております。

また、県のこうした取り組みを通じまして、社会全体のデジタル化を促すとともに、高知版Society5.0の実現に向け取り組んでおります高知デジタルフロンティアプロジェクトや、IoT推進ラボと連携協力することによりまして、県内のデジタル産業の振興にもつなげていきたいと考えております。

さらにこういった取り組みの基盤となる5Gを初めとした新技術の活用基盤整備などにつきまして、国等へ働きかけを行っていくこととしております。

資料右側の3行政サービスのデジタル化の進め方をごらんください。

まず、(1) あらゆる行政サービスのデジタル化・システム化につきまして、①行政内部の事務効率化に関しましては、RPAや、AI人工知能などの新たな技術の活用による事務の効率化などに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして②県民サービスの向上の(ア)民間の対行政コストの削減に関しましては、許認可・届け出などの手続のデジタル化オンライン化に取り組んでいきたいと考えておりますが、この部分に関しましては、現在、国においても検討作業が行われておりますので、その進捗状況も確認しながら、推し進めてまいります。

(イ)の行政情報の双方向のアクセス改善につきましては、AIを活用し、県民からの問い合わせに24時間対応可能な相談システムの導入などを検討していきたいと考えております。

また、本年度、危機管理部におきまして、スマートフォンの位置情報を利用して雨量や土砂災害の警戒情報、避難所情報など、対象地域の方々にお知らせするアプリを開発しております。このアプリと同様に、県から積極的に情報発信を行うため、スマートフォンのアプリを活用したプッシュ型通知の導入などについて検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、(2)のシステムの連携・統合でございます。例えば防災や観光、健康情報など、個別に情報発信等を行っているシステム間の連携を図りまして、県民の皆様が必要な

情報を1カ所で見ることができるようシステムの窓口を集約することや、個々のニーズに応じた情報提供ができるよう、システムのあり方について検討してきていきたいと考えております。こういったシステムについては、まず情報政策課で共通の基盤を構築・導入し、順次この業務を確定し拡大していくなどの対応を検討しているところでございます。

また、並行して、(3)のデータのオープン化にも取り組んでいきたいと考えております。

これまでも統計情報などを公開してきましたが、例えば医療や介護関係のデータを個人が特定されない統計情報としてオープン化し、民間事業者がデータ分析を行うことにより、疾病等の要因分析や、改善のための仮説検証などにつなげたり、新たなサービスの創造につなげていきたいと考えております。

これらの検討に当たりましては、留意事項に記載しておりますとおり、情報システムを利用し処理を行うオンラインと、実際に窓口対応を行うオフラインの間の情報連携が、非常に重要になるものというふうに考えております。

例えば、県民の方が窓口にくられたとき、それまで行った電子申請の情報を確認しながら対応できるようにする必要がありますし、その逆に窓口で相談した内容は、オンラインシステムに反映される必要がございます。

また、個人情報の取り扱いについても、慎重な検討が必要となります。多くの情報を連携することで便利になる反面、プライバシーとの関係から、行政機関としてどのようなデータをどこまで取り扱っていくのか。この点につきまして慎重に研究する必要があると考えております。

2ページ目、今後の取り組みスケジュールをごらんください。

事務効率化などにつきまして、すでに回答いただいている各部局の取り組みをさらに横展開をしていくため、再調査を予定しております。また並行して、担当課のヒアリングを行いながら、計画案を取りまとめていきたいと考えております。

7月下旬から8月には第2回の推進会議を行う予定で、その際は、県のシステムの連携・統合・オープン化のあり方について検討していきたいと考えております。

計画案の策定は、第3回の推進会議を予定しております。その後、市町村に県の取り組み状況を紹介していきたいと考えております。

秋以降は該当事業の予算化を経て、年度末の第5回の推進会議で計画策定を予定しております。今後はこのスケジュールをもとに取り組んでいきたいと考えているところでございます。情報政策課からの御説明は以上でございます。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎土森委員 セキュリティーの面もしっかりと計画しているのでしょうか。通信インフラの未整備の区間があって通信格差があると思うんですけれども、そういうところはもうわかっ

ているでしょうか。

◎**山下情報政策課長** セキュリティーについては、個人情報の関係のプライバシーとかの関係とかでも申し上げましたが、十分に注意した環境を整えていきたいと考えております。あとブロードバンドとか未整備地域が県内にも、12市町村で残されているところがございます。オンラインの申請とか、そういったものを実現するに当たっては、課題となりますので、これまでも未整備地域の解消に取り組んできたところなんですけど、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

◎**土森委員** 中山間地域は大変厳しいということなので、よろしく願いいたします。

◎**大野委員** 以前に質問のほうでも言わせていただいたんですけども、住民票とか所得証明とかの市町村の証明書を、コンビニで交付できないかというお話をさせていただいたことがあってですね。今後ぜひ、推進会議のほうでも御検討いただきたいなと思ってるんですけども。

◎**山下情報政策課長** コンビニ交付とか、そういったもの取り組みについては所管が市町村振興課になりますが、連携して取り組んでいきたいと思っております。

◎**君塚総務部長** 補足です。各種証明書のコンビニ交付なんですけれども、マイナンバーカードの普及とあわせて行っていくということでありまして、今、国のほうでも一斉にマイナンバーカード普及を目指して、全国でもコンビニ交付をどこでもできるようにするという動きが始まっており、全国の協議会を立ち上げて都道府県、市町村がその協議会に参画して、情報提供しながら取り組みを進めるというのが今始まったところでありまして。

本県においても、コンビニ交付やショッピングモールなんかの発券機で出せるといった実証実験に向けた動きも始まりつつあるというところでもありますので、この点についても、デジタルオンライン化会議でやるのか、少なくとも市町村に対する情報提供とかというところでは取り上げていくことになろうかと思っておりますので、これは県としても前向きに進めていきたいと思っております。

◎**大野委員** 市町村単独でそれを導入というのは、なかなか難しい部分がありますので、やはり県として音頭とっていただいておりますので、進めていただければありがたいと思うのが一つ。

もう一つですね、5Gを使ってこれからいろんな技術とかいろんなことが考えられていくとは思いますが、特に中山間地域の選挙に関してですと、移動の投票場なんかも始まっていますけれども、ぜひ、国に対してですね、投票の方法なんかも含めて、提案のほうもできるような何かあったら。特に、高知県なんか中山間地域多いので、高齢者の方がなかなか投票にも行けないような状態ですので、そういうのをを使って、できないかなと思っております。御検討のほうをお願いしたいな。

◎**武石委員** この5Gを推進するに当たって、説明にもありましたが、推進会議が推進役で

やっていくと思うんですけども。いざ、プランはできて、それを中山間対策ということでいろいろなところに落とし込んでいく場合に、やっぱり、通信事業者だとか、あるいはスタートアップ企業だとかですよね。そういった民間事業者のノウハウとか力をかりなくちゃ、なかなか行政だけで完結する話にはなりませんよね。そのあたりを勘案すると、高知県にはなかなかそういったスタートアップ企業も少ない。ほとんどいないというようなことだと思うんですが、これを推進するに当たって、やはり県外事業者に結構莫大なお金も流れていかざるを得ないというふうに思うんですが、かといって、そういうことをやっちゃいけないというつもりは全くないんです。

なんかこれを進める過程ですよね。県内にもこういった課題解決ができる技術と課題解決ができるスタートアップ企業を育てていくと。いうのが本来の姿ではないかなと思うんです。なかなか一朝一夕には、無理だということは承知の上で、方向性ですよね。チャンスだと思うんですよ、課題が多いだけに。そのあたりの御所見を総務部長にお聞きしたいと思います。

◎君塚総務部長 委員御指摘のとおりでございます。

5Gとかですね、新しい技術を使った開発は、今、国が主導でやっております、全国で実証実験が進んでおるんですが、やっぱり実証実験が進んでいるところというのはいわゆる大手のメーカー企業、ベンダー企業が中心になっておると。それを使ってまたベンチャー企業さんが新しい課題解決のための起業するというのがこれからの流れになってこようかと思っています。

本年度の高知県の当初予算の中で商工労働部の産業創造課になるんですけども、そちらのほうですね、資料にもあります高知デジタルフロンティアプロジェクトの一環としまして、その都市部にいる、そのベンチャーとかデジタルノウハウを持った企業の方を高知に連れてきて、こっちの高知のほうで、まさにフィールド実証の場を持っている起業に関心のある人と結びつけて、都市部の持つシーズとこの中山間地域のニーズ、これを合わせる事業というのができないかということで今動き始めております。そういうところで一番いいのは高知で実証実験やってビジネス化できそうだということであれば、これ高知の方と一緒にやってベンチャー企業を起こして、そのあとこっちの方がメインでやっていくということがベストでありますし、仮にそれができなかったとしても都市部のノウハウををこちらに残していけるようにするというところで今事業を始めておりますので、そのところを商工労働部のほうにも伝えて、進めるようにと思っております。

もう一つは、我々その行政サービスというのが総務だとメインになってきますので、どうしても各種新技術を使った行政システムの更新ということが入ってまいります。こういうところもやはり今回RPAなんかも試験実証をするに当たって、公募委託をかけるんですけども、やはり大手の方が手が上がりやすいというのがありますので、我々のほうとしても新

しいシステムを導入したら、なるべくそのシステムなど、オープンにできるようなものにして幅広い方、幅広い事業者の方に参画できるようにしていくというのが大事じゃないかなと思っております。

◎武石委員 今回の御答弁聞いて安心しました。ぜひその方向性で課題を解決する、それをビジネスチャンスに変えていくと。それでひいては高知県で生まれた技術は、全国にあるいは世界に出ていくような、そういったチャンスとしてとらえてやっていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で総務部を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時46分から12時59分)

◎今城委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《教育委員会》

次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 まず、議案について御説明をさせていただきます。

6月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案の1件でございます。これは施工中の、高吾地域拠点校、須崎総合高校になりますけれども、この本館及び南舎他改修主体工事請負契約について、校舎専門棟について、階段の昇降が困難な生徒等の移動を確保するため、階段昇降機を新たに設置することに伴いまして、工事請負契約の金額が5億円以上となりますことから契約変更を締結することについて、県議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど高等学校振興課から説明をさせていただきます。

次に報告事項につきまして、2件ございます。

まず1件目につきましては、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用に係る検討状況についてでございます。

本年度検討を行うこととしております旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存と活用につきましては、第1回目の検討委員会を開催しましたので、会議の概要につきまして文化財課から説明をさせていただきます。

2つ目が、非強制徴収債権の放棄についてでございます。高知県同和奨学資金の戻入金及

び高知県社会福祉奨学金貸付金の返還に係る債権につきまして、平成30年度に高知県債権管理条例に基づく債権放棄を行いましたので、人権教育課から説明をさせていただきます。

最後に本年度の主な審議会等につきまして開催状況を御説明させていただきます。お手元の審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。

高知県教科用図書選定審議会を4月と6月に、高知県社会教育委員会を5月、高知県いじめ問題対策連絡協議会を6月に、高知県いじめ問題調査委員会を4月、5月及び6月に、それぞれ開催いたしております。各審議会の審議項目等につきましては資料のとおりとなっております。今後も審議の経過や、結果につきましては適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。私からの総括説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈高等学校振興課〉

◎**今城委員長** 続いて、高等学校振興課の説明を求めます。

◎**高野高等学校振興課長** 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案について御説明させていただきます。

③の条例その他の議案の76ページをお願いいたします。

本議案は契約上の名称が高吾地域拠点校となっております須崎総合高校の本館及び南舎他改修主体工事に関するものであり、今回の工事内容の一部に伴い、契約金額が4億9,852万8,000円から、5億2,021万4,400円へと5億円以上となりますことから、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条の規定により、変更契約の締結に当たり、必要となります議決をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして、議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料、青色の教育委員会のインデックスの下にあります赤色のインデックス高等学校振興課をお開きください。

まず、資料の右側の図面をごらんください。この工事は、黄色で示しております須崎総合高校の本館南舎専門棟ほかの改修工事であり、ことし8月末を完成期限として進めてまいりました。

左側の表の中段の契約内容をごらんください。

当初は4億5,684万円で契約し、工事を進めておりましたが、本館や南舎専門棟の既存校舎の改修工事を行うために解体したところ、当初の計画よりも床下のコンクリート高が低かったため、かさ上げを行う必要があったことや、教室と廊下の木製間仕切り壁や腰壁に補修の必要があったことなどから、約4,700万円を増額いたしました。また先行して、ことし1月に完成しておりました新校舎の化学室等において使用する棚など、造作家具の追加工事が必要となりましたことから、約2,400万円を増額いたしました。

一方、右側の中央に赤い枠囲みで薄いピンク色でお示しております、南舎から正門等を各階でつなぐ渡り廊下の建てかえ工事において、大都市圏での鉄骨需要の増や、自動車産業

向けの需要増加により、鉄骨をつなぐ高力ボルトの不足が生じたことによって、工事のめどが立たないことにより、一旦中止をすることとしましたことから、約3,000万円の減額となっており、差し引き4,168万8,000円の増額となり、現在の4億9,852万8,000円という契約金額となっております。

須崎総合高校では、須崎高校と須崎工業高校の統合にあわせ、さまざまな生徒を受け入れられるよう、図面中央の新館にエレベーターを設置するとともに、本館及び南舎専門棟をつなぐピンク色でお示ししております、渡り廊下を設置することで、各棟の各階への移動を確保する計画としております。しかしながら、先ほど工事を一旦中止したと説明しました渡り廊下につきましては、現在においても高力ボルト確保のめどが立っていないため、着工の見込みが立っていない状態でございます。現在、車いすを使用している生徒が専門棟で授業を受ける必要がないよう、事業内容の整理などによって対応しておりますが、今後、専門棟で授業を受けることができるようにする必要があることや、一般の方で階段の昇降が困難な方が専門棟の2階3階に行くことができるようにすることも必要となります。

先ほど説明いたしました契約変更に合わせて渡り廊下ができたとしても、体育館や外から直接専門棟に入る場合なども考慮いたしまして、生徒の移動手段の確保や実習で多く使用する専門棟の利便性などについて改めて検討を行い、専門棟に1人で乗降が可能な車いす用階段昇降機を設置することが適切であると判断いたしましたが、この階段昇降機の設置のために必要となる建築確認の手續に一定の時間を要したことなどから、今回、本議会において、契約金額が5億円以上となるため、必要となる変更契約の議決をお願いするものでございます。なお、契約金額は、左の表の中ほどにありますように、2,168万6,400円増額となり、5億2,021万4,400円となります。

須崎総合高校に関しましては、今年度半ばまでに、先ほど説明いたしました階段昇降機の設置とともに、繰り越しをお認めいただいた施工中の旧体育館などの改修工事が完了する予定です。

また、令和5年度をめぐりに、南海トラフ地震発生時には住民の避難路となる新通学路の整備が須崎市により行われる予定となっており、県としても必要な支援を行うこととしております。私からの説明は以上でございます。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎武石委員 これは今も施工中なんですか。これからですか。未着手ですか。

◎高野高等学校振興課長 昇降機はまだ未着手でございます。

◎武石委員 この金額の変更はよしとしても、工期がこれでは、8月31日まででは足りませんよね。

◎高野高等学校振興課長 昇降機につきましては、7月から着手しまして8月末で2学期から使用できるようにということで進めております。

- ◎武石委員 そのぐらいでできるんですね。わかりました。
- ◎桑名委員 この昇降機の設置についてはいいんですが、先ほど言われてた高力ボルトが不足して、次の工事に入れられないということですが、その間の管理費とかですね、工事をしなくても会社としてはそこに人張りつけていかなくちゃいけないと思うんですが、管理費とかそういったものはまた増額するような形になるんですか。めどが立たないと言ってもそれ1週間2週間だったらいいですが、また半年1年、この工事ができない期間というのはどういう状態になるんですか。
- ◎高野高等学校振興課長 その場合は一旦やめまして、別途発注をするようにいたしたいと考えております。
- ◎桑名委員 そしたら、今の施行後、業者はそこまでで仕事が終わって、めどが立つ頃にもう一度入札をし直すということですか。
- ◎高野高等学校振興課長 そういうことになります。
- ◎桑名委員 どれぐらいの金額の工事が残ってるんです。
- ◎高野高等学校振興課長 4,000万円ほどでございます。
- ◎桑名委員 ということは、また、今の契約は4,000万円が含まれてのことでしょうけれども、そこで1回減額になるわけですね。
- ◎高野高等学校振興課長 渡り廊下につきましては、もう既に減額をしております。
- ◎桑名委員 わかりました。
- ◎今城委員長 質疑を終わります。以上で教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

- ◎今城委員長 教育委員会より2件の報告事項を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈文化財課〉

- ◎今城委員長 まず、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用にかかわる検討状況について、文化財課の説明を求めます。
- ◎中平文化財課長 旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用に係る検討状況について御説明をいたします。

お手元の青いインデックス総務委員会資料報告事項の文化財課のインデックスのついたページをお願いいたします。

6月11日火曜日に第1回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会を開催いたしましたので、その概要について御説明いたします。

(1) 事務局説明についてです。まず事務局から①から④までを説明の上、各委員から御意見をいただきました。

①弾薬庫及び行動の概要につきましては、高知市教育委員会が平成28年3月に取りまとめ

ました調査報告書により、1つ目に旧陸軍歩兵第44連隊跡地の沿革、2つ目に行動及び弾薬庫の特徴。3つ目に埋蔵文化財調査。4つ目に文献調査及び聞き取り調査からその概要について説明を行いました。

②建物の文化的価値につきましては、平成30年1月に高知県文化財保護審議会からの答申により、弾薬庫及び講堂が国登録有形文化財に相当及び県指定文化財に相当の2つの見解が示されましたことにつきまして、説明を行いました。

③これまでの経緯でございますが、文化財の取得保存については極めて限られたケースであり、県が取得するには相当ハードルは高いとの考えから、まずは土地を購入せずに活用する複数の方法について検討を進めてきたこと。しかしながら、いずれの方法も本年1月までに国との協議が不調に終わり、残念ながら土地を購入せずに活用する事は困難であるとの結論に至ったことにつきまして説明をいたしました。

④高知県の考え方は、別紙1の2ページ目をごらんいただきたいと思います。以上①から③のことを踏まえまして、2ページに高知県の考え方について整理をいたしております。

(1) さきの大戦から既に73年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少により記憶の風化が憂慮される現状において、戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは大変重要なことである。

(2) 旧国立印刷局高知出張所跡地は、明治30年から郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として利用した場所の一部で、その後昭和20年までの間に、県内の多くの若者がこの地から出征していった歴史的に重要な場所であり、当該地の歴史を後代に継承することには意義がある。

(3) 高知県が設置されてから令和3年で150年を迎えることを契機に、現在新たな「高知県史」の編さんに向けた検討を始めており、この新たな県史の編さん過程を通じて、本県の近現代史の資料収集が活発に行われていくものと考えており、将来において近代から昭和の歴史を刻む資料館のような施設整備について検討することとなった際には、この場所が最も有力な適地であること。

(4) 当該跡地は戦争を知らない県民にとってその史実を知るために、大変重要な場所であり、当地を後代に継承することには意義があり、また、将来において、県民の機運が高まり、施設の整備を考える際には、最も有力な適地であることから、県が購入することを前提に進めていくということをお考えの方として、まず、委員の皆様にご説明をいたしました。

1ページお戻りください。

(1) ⑤今後の検討事項につきましては、同じページの下段に(3)今後の予定にあります、今後予定しております第2回から第4回の検討委員会の検討事項欄に記載している内容を説明し、開催時期も含め基本的な了解を得たところです。

次に、(2)中段、審議の概要でございます。主な意見について御説明をします。

事務局から（１）の①から④の説明を行った後、協議を行いました。その中で出された意見の主なものを御紹介させていただきます。ポツ１、弾薬庫はほかにも遺存例はあるが、板張りで湿気を防ぐなど高知の気候風土に対応した特徴が見られ、実物資料ならではの訴えかける力がある。大切な資料を保存して活用することは大切である。ポツ２、高知の近現代史を考える上では、弾薬庫や講堂の価値だけに収斂するのではなく、陸軍病院や墓地など周辺施設も検証して一体的に検討する必要があること。ポツ３、物だけでなく、急ぎ、連隊関係者や家族の持つ記憶を記録して残すことが大切。ポツ４、44連隊を考える場合には、物と伝承とエピソードの３つをあわせて考える必要があるなど、今後の検討の参考になる御意見をいただきました。

以上、第１回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会の概要でございます。これで説明を終わります。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎武石委員 管財課ともいろいろ別のことで議論する中で、文化財というものは保存するのか、活用するのかというのが非常にこう、難しいという議論もしたことはあるんですけどね。そのときに総務部の管財課長はこう言いましたね。保存するだけじゃ全く目にも触れないし、活用することも大事だと。保存と活用は、必ずしも相反する概念ではなくて、活用するためには、保存しなくちゃならないと一体的に考えてやっていきたいというような、今回の文化財保護法の改正に伴う質疑をしたときに、そういうやりとり、スタンス。そういう観点からこれを見た場合に、保存か活用かと、こういう２つの概念をどうとらえて、これに手を入れていくかということになると思うんですよね。委員会で先日現地を全員で見せていただきましたって思ったのは、残す部分というか、後で手を加えられた部分、サッシとか、ああいふものは、またもとの風合いに戻さなくちゃならないんじゃないかなと思うんですけどね。そうするとその保存と活用というものをどう組み合わせていくかっていうのが。つまり、昔風の建物に外観を変えたとしても、それが本当に歴史を残すことになるんか、文化財を残すことになるんかなと思ったんですよ。だから国なんかは、例えば仏像なんか国宝は、朽ちていってもあれ修復したらいいかんのですよね。朽ちていくままにおかないかんということをしていろんな学芸員からも聞いたし、高知歴史博物館の学芸員からも、そういった話も聞いたことあるんですけども。だから、直せばいいっていうものでもない、何か、例えば観光施設みたいなものになっていそうな気もするし、あれをどういうふうこれから手を加えて、どういう位置づけで、残していくのかと。いや僕も残していかななくちゃならんと思うんですけども、その残し方あるいは残すための考え方ですよ。そこをこれからしっかりとやっとかんと何かちょっとこう、年月と共に変な方向に向いていってもいいかんがなと思ってるんですけども、教育長にそのあたりのお考えをお聞かせいただけませんか。

◎伊藤教育長 今、武石委員からお話がありましたとおりだと、私も思っております。

今回ですね、今の遺存した建物について、その文化的価値があるところをどこでどういうふうに残していくべきか。その保存方法。それから、その活用についてもそれらを残した上でどういうふうにかつ、活用するためにどういうことが必要なのか。まさしくそこをこの委員会で検討いただこうと。専門的な立場から、多分耐震化もしていけないといけないし、それをどういうふうにやっていくのか、そういったことについて御意見いただくのがこの会議になっておりますので、その中でも委員長になっていただいた方は立正大学の名誉教授の方なんですけども。こういった歴史や文化施設を活用していくというようなことにも非常に興味を持たれそういう活動をされてる先生もありますので、後世に残すものというものをしっかり確定した上で、それをどういうふうを活用してやっていくのか、そういった御議論をしていただけるんだらうと思っていますし、そういったことを期待して私どももこの会議を開催しておりますので、しっかりこの会を運営する中でこの方向性を見きわめていきたいと考えております。

◎武石委員 わかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎今城委員長 次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 人権教育課でございます。

平成30年度に高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので御報告をさせていただきます。

総務委員会資料報告事項の人権教育課のインデックス、こちらのほうをお願いいたします。

まず、4ページをお願いいたします。

1、経緯の下のほうにございますが(2)をごらんください。

高知県債権管理条例の制定を踏まえ、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権について全庁的に、平成29年、30年の2年間で集中的に整理に取り組むこととなりました。このことを受けまして、その下にお示しをしておりますように、当課におきましては、所管する高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権の整理に向けまして、対象案件を絞り込むため、まず、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権の抽出を行いました。

なお、地域改善対策進学奨励資金貸付金の名称につきましては、制度の移行により、社会福祉奨学資金や同和奨学資金などと資金の名称が変わってきましたので、これらを総称したものでございます。この制度は昭和33年度から開始をされまして平成18年度をもってすべての貸与が完了しており、現在は債権の管理回収業務のみとなっております。未収金債権につきましては貸与された資金の返還に係るもののほか、給付済みの資金につきまして中途退学

などにより、要件を満たさなくなったことによる戻入に係るものがございます。

次のページの上段をごらんください。

表は平成28年度決算時点の未収金債権全体の状況でございまして、合計で1万894件、金額は4億9,880万円余りでございます。表の中の(1)時効期間が経過している債権のうち、全件について時効期間が経過しているものが太枠で囲んだ503件でございます。このうち、平成25年度に徴収停止を行った433件につきまして、条例に基づく債権放棄の可能性を検討し、平成29年度には、中ほどより少し下に※参考としてお示しをしておりますように、27件100万5,000円の債権放棄を行いました。

資料の1ページをお願いいたします。平成30年度に債権放棄を行いました債権の一覧でございます。放棄した債権の内訳は同和奨学資金の戻入金に係る債権が8件、金額は合計で17万3,500円。そして社会福祉奨学金貸付金の返還に係る債権が26件、金額で合計で78万7,500円でございます。

個々の債権について、債務者の所在調査等を行った結果、所在不明や該当者がいない。あるいは意向確認調査に対して全く応答がない、または支払いの意思がなく、以後の回収が困難であると判断されたものにつきまして、平成31年3月29日付けで債権放棄を行いました。

これらの債権は、徴収停止の理由である債権金額が少額かつ全件について時効期間が経過していることに加えまして、いずれも債権管理条例第14条第1項第1号に該当するものでございます。

なお、債務者の住所や氏名につきましては、高知県個人情報保護条例に規定をする、要配慮個人情報に該当するため、記載省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。一番下になりますけれども、未収金債権の削減に向けた今後の取り組みといたしまして、返還相談員による納付指導や弁護士委託により、引き続き未収金債権の回収を行うとともに、債権放棄の検討対象とした徴収停止の残りの案件につきましては、債務者に関する調査などを行い、回収が著しく困難と判断されるものについて債権放棄の措置をとるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎米田委員 すいません、ちょっと議案外ですがいいですか。

◎今城委員長 どうぞ。

◎米田委員 この議案でなくて別のことをちょっとお聞きしたいんですが。ちょっと急を要するので。まだ新学期ですけど、4月5月6月の段階で担任の先生がいない教室ができてると。しかも産休育休の代替の先生も見つかっていないというところが私たちの中に、幾つかの学校があるということを報告、市内その他ありまして、ある学校では、先生がLINEで、そんな情報出して、おらんかというようなことがあったりもして、だんだん県民の中にも広がっ

ていたりしてるんですよ。そこで県の教育委員会で、学校とか現場からいろいろ相談なり要請があって、掌握している現状とどんなふうに対応されてるのかお聞きしたい。

◎黒瀬小中学校課長 今委員のお話のあった内容ですが、小中学校に関しましては、今年の4月1日時点ですけれども、3月におきましては急な病気休暇の取得者がおりまして、その1件を除いて、すべて教職員、臨時教職員も含めて配置をしてスタートができました。

4月1日以降に病気休暇とか、また急な退職事案も出まして、19件のいわゆる公費の未配置。配置の必要な要件が19件出ております。それは教諭、養護教諭、事務職員含めて19件の配置要件が出ました。その内6月19日時点で、11件配置させていただいております。残りの8件につきましては、3件はもう講師が見つかって、今事務手続をして配置ができるように準備をしております。5件が未配置ということになっておりますが、その5件のうちの2件が学校事務職員の休みの代替ということで、この学校事務職員の配置につきましては、市町村教育委員会のほうで代替職員を見つけていただくということになっておりますので、今鋭意その該当を市町村のほうで見つけていただいているという状況になってます。残り3件の教員に関しての代替ですけれども、これが今未配置状況になっておりまして、委員の御指摘もございましたその中には学級担任も含まれておるというところがございます。

しかしながらその学校につきましては、一定規模のある学校で担任以外ですね、いわゆる級外という、職員が配置された学校ですし、さらには加配教員も配置させていただいている学校でございます。今現在その級外の教員と加配教員のほうが対応してですね、実際に学級担任が穴があいているという状況にはございませんが、しかしながら、配置されなければいけないマンパワーが配置されない状況で、今現在行われているというのが先ほどの5件ございますので、我々としても早急に配置をしなければいけないとこのように考えてございます。

今後の対応としましては、いわゆる採用審査の発表が7月にありますので、実は採用審査のために臨時教員の応募を出していないという方も実はおりまして、そういう方々に採用試験の後にまたお電話させていただいて出していただけませんかというような形で、また、人材確保に努めていきたいと考えてございます。

◎今城委員長 簡潔にお願いします。

◎米田委員 なかなか事態は実際深刻で、高知市内のある小学校でも、特別支援学級の先生が担任をして、教頭先生が特別支援学級に引き続き行ったりとかですね。それから、臨時の先生が6月19日に退職をして、代替え未配置なんですけれども、決まった担任がおらずに、理科の専科と音楽の専科の人が帰りの会とか朝の会とか給食とか別々に見て、授業は他の学級の担任の先生が交代でやる。あるいは、児童支援員の先生がやるとかですね。事実上、担任のいないクラスが現にあるわけですね。ということが今まだ引き続き起こっています。それで、ある小学校は、親の保護者に文書を出して、代替えが見つからんかもしれないとい

うことを実際やらざるを得ない学校もあるんですよ。そこら辺もありますので、現状をよく見て、現場で一生懸命探したりしてはいますが、見つからん場合もありますので、そこら辺はよく現場と校長先生等と協力しながら一刻も早く解決できるようにぜひしていただきたいと思っています。

先ほどの小学校、例えば先生足りんき、2年生の4学級を3学級編制にしようかという小学校もあるんですよ。事態は極めて深刻だと受けとめていますので、ぜひ現場も見ながら、確かに試験受けるために、臨時もやらずに試験に没頭してやる人もおるかもしれませんが、そういう人がね、すぐ現場に戻ってくるかどうか、あんまり当てにならないと現場は。大変ですけど、一人一人の子供への影響もあるし、次どの先生が倒れるかという、そんな職場での、大変な思いになってますので、総力を挙げて教育委員会、教育行政として責任持って対応していただきたいなと思いますので、ちょっと教育長に決意を述べていただい

て。

◎伊藤教育長 教員の確保が非常に大事な重要な案件だと思っています。人材の確保については小中学校も含め一生懸命日ごろから努力をしております。今後も、先ほどはその試験の発表待ちという話もありますけれども、退職教員なんか含めて広く、また市町村教育委員会とか学校とも連携をしっかりと確保に努めてまいります。

◎今城委員長 以上で教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎今城委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川警察本部長 それでは議案第8号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

お手元の資料③、令和元年6月高知県議会定例会議案（条例その他）の69ページをごらんください。

本議案は、全国的に統一した事務手数料を徴収することを定める、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、関係手数料の金額を改定するものです。

施行日は本年10月1日となっておりますが、詳細につきましては、生活安全部長から説明させます。

◎今城委員長 続いて、生活安全部の説明を求めます。

◎原田生活安全部長 それでは、高知県手数料徴収条例等の一部改正について御説明申し上げます。

お手元の青色の警察本部のインデックスを貼った説明資料1ページ、高知県警察手数料徴収条例の一部改正についてをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、全国的に統一した事務手数料を徴収することを定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、関係手数料の額を改定するもので、資料に記載する7つの高知県警察所管事務の手数料が改定されます。

なお、施行日は本年10月1日となっております。私からの高知県手数料条例等の一部改正の説明につきましては、以上でございます。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**米田委員** 3の改定される手数料の金額なんですが、100円であったり1,000円であったりしますよね。例えば、一番上は8,600円から8,700円になる100円の根拠。2の1,000円の根拠。ちょっと教えてくださいか。

◎**原田生活安全部長** 今回の改正につきましては、人件費と物件費のうちの物件費の消費税の増税分が改正となっております。これにつきましては、もともと消費税分を足したものを四捨五入して、これまでの手数料が決められておりました、今回の手数料の改正におきまして、10%を計算したものを四捨五入した分が改正となっております。ですから単純に2%がふえるというものではございません。

◎**米田委員** 平成12年の消費税が5%になったときに1回上げてますよね。8%になったときは値上げしてませんよね。何でそうなんですかね、整合性がないですよね。そこはどんなふうに説明されますか。

◎**原田生活安全部長** 例えば、特定遊興飲食店の相続の関係でございましたら、物件費については、362円計プラス6円増加となっております。これを、単純に計算をいたしますと8,654円ということになりますが、これが改定では、下3けたを四捨五入をして、このような金額となっております。以前につきましては、8,648円を四捨五入して8,600円となっていたものでございますが、今回につきましては8,654円で下3けたを四捨五入したという計算となっております。

◎**米田委員** そしたら前回8,600円は上げようとしたけど、8,645円やから。切り捨てをしたということ。

◎**原田生活安全部長** そういうことがございます。

◎**米田委員** そしたら1万1,000円の場合はどうでした。

◎**原田生活安全部長** 1万1,000円の場合には1万1,492円でして、これを四捨五入したもので1万1,000円となっております。

◎**米田委員** 400円を四捨五入したらいけませんよね。今100円の争いをしてるわけですから。だから本来、前回、それやったら1万1,400円とかにせんといきませんよね。500円とか。

◎**原田生活安全部長** 手数料に関しましては高知県だけで決めておる話ではなくて、全国統一でこのような運用をしておるところでございます。

◎米田委員 賛否のこともあって。ただこれは消費税にかかわっての手数料の値上げだと思うんですけども。ほかの委員会全部で出てますので、いろいろ帰って話しよったら、その紙代が上がったとかいうことでほかの委員会はそういう説明されたんですよ。でも、県行政そのものは消費税納税義務者ではないですから、上がった分取るということになると、結局、実質の値上げになるんですよ。消費税そのものを取れませんから。だから私はそんなことするがやったら平成12年度のように、飲み込んで、県民の皆さん、業者の皆さん大変ですから、こんなときにまだまだ納税業者ではない県が実質消費税分として、値上げすることはないんじゃないですかという、率直な庶民感覚。ここはね、いろんな業者のあれもあるんですけども、業者としても大変ですので、そういう議論は全くなかったですかね。

◎原田生活安全部長 これにつきましては政令の改正に伴って、全国统一でやるものですから、高知県のほうでそのような検討をしてはおりません。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。以上で警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎今城委員長 続いて、警察本部から3件の報告を行いたい旨の申し出があつてありますので、これを受けることとします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は各部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川本部長 それでは、警察本部からの報告事項について御説明いたします。

まず、警察本部生活安全部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の総会の開催結果についてであります。詳細につきましては、生活安全部長に説明させます。

次に、特殊詐欺の現状について御説明いたします。

本年6月18日現在の特殊詐欺の件数は、被害届が出されたものだけでも12件、被害総額は約2,375万円となっており、依然として深刻な状況にあります。本年に発生した特殊詐欺被害では、1人の被害者が複数回にわたって高額の現金をだまし取られたり、被害が高齢者だけでなく、幅広い世代に拡大しているほか、コンビニエンスストアで販売されている電子マネーが悪用される手口が多く認められております。

このような中、特殊詐欺の抑止対策として、日常的に家族間で連絡を取り合う機運を醸成するなど、幅広い世代を対象とした効果的な広報啓発活動の推進のほか、詐欺電話撃退装置の無料貸出や普及促進などの予兆電話対策、金融機関やコンビニエンスストアなどと連携した水際阻止対策、迅速な初動捜査とだまされたふり作戦による検挙に努めているところでございます。詳細につきましては後ほど生活安全部長から説明させます。

最後に、高齢者事故の現状について御説明いたします。

県下における交通人身事故は、昨日現在発生件数、死者数、負傷者数ともに、去年同期と

比較して減少しており、特に死者数は1人減の11人となっております。

また、このうち65歳以上の高齢者は、昨年同期と比較して、同数の8人で、構成率は72.7%を占める状況となっております。このように本年も、すべての事故死者に占める高齢死者の構成率が高いことなどから、県警察といたしましては、新たに明るい色の服の着用の推進など、高齢者事故抑止対策に取り組んでいるところでありますが、詳細につきましては後ほど交通部長から説明させます。

私からは以上です。

◎今城委員長 生活安全部長の説明を求めます。

◎原田生活安全部長 それではまず、令和元年度の審議会等の開催結果について御説明をいたします。お手元の警察本部説明資料の審議会等という赤色のインデックスを貼ったページをお開きください。

警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の総会が令和元年5月31日に高知会館において開催されました。総会には高知県防犯協会岡崎誠也会長などが出席し、平成30年度事業報告及び収支決算、令和元年度正会員の会費、令和元年度事業計画案及び収支予算案、役員改選総会決議文案が審議され、すべて全会一致で可決承認となり、総会議案等に関する質疑事項はございませんでした。審議会等についての御説明は以上でございます。

次に、特殊詐欺の現状について御説明をいたします。お手元の青色の警察本部のインデックスを貼った説明資料の2ページをお開きください。

県内の特殊詐欺被害状況の推移につきましては、1のグラフのとおり、平成26年の約5億6,000万円をピークとして減少傾向にありましたが、ことしは6月18日現在で認知件数は対前年比プラス5件の12件、被害額は対前年比プラス約1,411万円の約2,375万円と、認知件数、被害額ともに増加をしており、また連日、資産状況や家族構成を探るいわゆるアポ電やはがき、メール等を悪用した予兆事案が発生しているなど、非常に深刻な状況にあります。

課題といたしましては、特殊詐欺については、社会一般に広く認知されているものの、自分は被害に遭わないと思っていたという人ほど被害に遭っていたり、年齢を問わず被害に遭った多くの方が、だれにも相談することなく被害に遭っている傾向が認められることから、住民の警戒心をより高める効果的な広報啓発を推進していく必要があります。特に民事訴訟最終通告通達書を装ったはがきや未納料金請求を装ったメールなどを身に覚えがなくても、みずから問い合わせをしまい被害に遭うケースが多く見られることから、発生手口等をタイムリーに情報発信するとともに、被害の危険性を体感的に認識させ警戒心を高めていく必要があります。

また、被害者をATMへ誘導して口座振込させる手口やコンビニで電子マネーを購入させる等の手口が多く認められることから、各機関と連携したATM対策や電子マネー対策等が

重要となります。特に一度だまされてしまいますと、金融機関やコンビニの窓口でお金の使い道を聞かれたりチェックシートを示されただけでは阻止に至らない場合があります、関係機関とのより一層の連携が必要です。このような現状を踏まえまして、県警察といたしましては、だまされないための対策と、だまされても被害金を取られないための対策の2点を柱とした抑止対策を推進しております。

説明資料3ページの特種詐欺の抑止対策をごらんください。主な取り組みは、資料のとおりですが、特にだまされないための対策として広報啓発活動の推進を図っております。県警察ホームページ、ツイッター、あんしんFメールなど県警察が運用している広報媒体のほか、各種広報媒体を活用した情報発信や注意喚起を強化しております。

また、高齢者に対する取り組みといたしまして、各種会合等での高齢者安全教室や防犯寸劇の実施、巡回連絡等による注意喚起、防災無線を活用した注意情報の発信を行っております。特に被害に遭った多くの方が、誰にも相談することなく被害に遭っていることから、高齢者の方だけではなくその子供や孫世代への働きかけを強化し、日常的に家族間で連絡を取り合う機運を醸成するような、効果的な広報啓発に努めております。

さらに予兆電話等への対策といたしまして、詐欺電話撃退装置みはり君の無料貸し出しを行っており、本年5月末現在、稼働している177台中113台を設置しておりますが、設置している高齢者方での被害は発生をしておりません。

また、在宅時における自宅固定電話の留守番電話機能の活用を周知したり、被害届や相談等で特種詐欺に使用された電話番号を把握した際には、その番号を事実上使用できない状態にする警告電話を実施しております。

もう一つの柱となる、だまされても被害金を取られないための対策として、金融機関と連携した水際阻止対策を行っております。金融機関において高額を引き出す高齢者等に対して声かけチェックシートを活用した声かけ等を推進しております。

なお、平成30年中は金融機関窓口における声かけ等により、7件、総額約923万円の被害を阻止していただきました。また、ATMでの振り込みによる被害を防止するため、過去1年間ATMで振り込み実績のない70歳以上の高齢者によるキャッシュカードでの振り込み限度額を0円に設定する取り組みや、疑わしい取引に使用されるおそれのある口座への入金保留等の取り組みも実施しております。

コンビニエンスストアと連携した水際阻止対策としては、急増する電子マネーを悪用した詐欺被害を防止するため、声かけチェックシートを活用した高額または多数枚の電子マネー購入者への声かけ等を推進しております。

なお、平成30年中は店員の声かけ等により、19件、総額約295万円の被害を阻止していただきました。

資料の2ページにお戻りください。

最後に、検挙状況についてですが、本県では、相談者等の協力を得て積極的にだまされたふり作戦を実施し、現金やキャッシュカードを受け取りに来る、いわゆる受け子被疑者の現場検挙を強力に推進し、特殊詐欺の犯人を平成30年中は28件6人、本年6月18日現在6件、9人を検挙いたしました。

以上、特殊詐欺の現状について御説明いたしました。県民の意識を高めることが何よりも重要と考えておりますので、委員の皆様方を初め、各関係機関団体事業者等の御協力を得て、住民の方に浸透するような効果的な広報啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**桑名委員** 検挙状況で6人、そして次は9人ということなのですが、これは高知県内の犯罪なのか全国的な犯罪で押さえたのかお聞きします。

◎**西村刑事部長** 先ほど生活安全部長が説明した件数につきましては、県内の件数であります。

◎**桑名委員** そうですか。特殊詐欺って、大体全国的にですね、大元が東京なんかにおいて、それで各地方の高知も徳島も、どっかひっかかった人がひっかかるのかなと思ってたんですけども、やはりその高知県内でもその犯罪組織っていうものがあるんですか。

◎**西村刑事部長** はい、高知県で今回のことし6件、9人ということですがけれども、基本的に検挙場所は首都圏になっています。被害に遭った方が高知県内であって、電話をかけてくるのは東京とか神奈川とかそういったところから電話かかってきて。それで、現金をここに送れということで、送付先が都内であったり千葉県であったり、そういったところに捜査員を派遣しまして、だまされたふり作戦によって、お金を受け取ったその受け子とか、こういったものを高知県警が逮捕するといった捜査手法になっております。

◎**桑名委員** はい了解しました。

◎**大野委員** 確認なんですけれども、県内の人が被害に遭った金額が、例えば平成25年やったら3億円とかいうことになるんでしょうかね。

◎**原田生活安全部長** 被害額につきましては県内の被害になります。

◎**大野委員** そしたら平成25年やったら、高知県内で3億円取られた方がおるといいますか。

◎**原田生活安全部長** はいそのとおりでございます。

◎**大野委員** その辺この間もちょっとお伺いしたんですけども、高齢者の方なんかは今こんなことがありゆうき、気をつけてよというのがあったら教えていただけたらありがたいんですが。

◎**原田生活安全部長** 手口といたしましては、先ほど説明を申し上げましたように、債権の最終手続ということの手口なんです。ことしの手口といたしましては、ショートメールが

届いてですね、それで電子承認通知不備による迅速な対応が必要となりますという聞きなれない言葉のメールが来まして、それでまず連絡をしてしまうとか、携帯電話に25億円が手に入るというメールが届きまして、そのURLをクリックしたところ、振り込みが完了しました、手数料の一部を負担してくださいとか、インターネットの動画サイトの会社から、有料動画の利用料が未納があるとか、携帯電話にご利用料金の支払い確認がとれていないというようなメッセージが届いて、それで思わず連絡をしてしまうと。ですから、高齢者の方には、まずは不審な電話やメール、電話にはもちろん出ない。それで先ほど申しました、その留守番電話の機能を使っていただいて、相手を確認して電話を出ていただくと。

それと、メールなんかでお金を請求されるのは、もう詐欺だと思っていただくと。それとあとコンビニで電子マネーの振り込み送金が多いんですが、これについて電子マネーでお金を送れとか電子マネーのID番号を教えてくださいというのは、もう全部詐欺だと思っていただいて、取り合わないとか、それとあと、お金の話が出たら、誰かに相談をしていただくことが1番だと思います。

◎大野委員 それこそ、今、高齢者の方も、携帯電話とかスマホとか最近持たれておる。このなかなかないところでそういうのがあったので、連絡があったらなかなか対応が難しいんじゃないかなというところがあるんですけど。あと1点、元号変わりましたよね。それによって何か、新たな詐欺の手口がということも聞いたりもするんですよ。何かそういうのは最近入ってないですかね。

◎原田生活安全部長 元号が改正になる前に、若干全国のほうでそういうふうな元号をという話で、詐欺の手口があったんですが、高知県ではこういう手口の詐欺はございません。

◎大野委員 はいわかりました。

◎武石委員 関連してですけれども、なぜその方に、その犯罪者から電話がかかっているのか、来たのか、犯罪者がなぜその個人の携帯電話を知り得たのかっていうところなんですけれども、そのあたり何かこう傾向とか、これやってるから、犯罪者に狙われるきっかけになったとかですね、そんなないんですか。

◎原田生活安全部長 メールにつきましては、電話番号をランダムにかけて、そのショートメールの場合もありますし、それとあと、いろんなところで名簿が出回ってて、それが一つの詐欺軍団が使ったのがまたいろいろ回ったり、そういうふうな感じで。それで、東京のほうからは、詐欺のアジトで押収した名簿とかをもとに各県警のほうにその名簿がおりてきて、あなたの番号住所なんかを詐欺グループの名簿に載っているから、各署のほうで1軒1軒そういうお宅を回って注意してくださいというような対策もとっております。

◎武石委員 それとあと電話がかかってくるということでしたけれども、相手の電話ですよ、犯罪者の。例えば個人的な090何とかからかかってくるのか、どっかの市外局番の固定電話からかかってくるのか、あるいは0120何とかっていうのからかかってくるのか、

それなんか傾向とかあります。

◎原田生活安全部長 いずれの場合もございまして、そのかかってきた電話につきましては、詐欺の電話ということがわかれば、それを警察庁に連絡いたしまして、警告電話といってその電話が使えないような形で電話をそこへ何回も何回もかけて、それでそこでもし詐欺グループが出たら、それに対する警告も実施をするような対策もとっております。ですから、電話番号が詐欺に使われていたというのがわかれば、都度都度対策をとるような形をとっております。

◎武石委員 わかりました。

◎浜田副委員長 関連してですけれども、最初の御説明の中で、同じ人が複数回被害に遭うとお聞きしたんですが、それは、一度失敗というか、わかってから、なぜそう何度も被害に遭われるのでしょうか。

◎原田生活安全部長 電子マネーにいたしましても振り込みにしても、一度に高額なのを取ってしまいますと、その犯人グループもばれるということで、金額が低いのでまず5万円ぐらいのカードを買えと、次にまたかかったら、今度は10万円とか、どんどん同じようなことを言って、今度は弁護士費用が要るとか、その手口がどんどんどんどん変わって、取れる人間からはとにかく取ってやろうと、というような感じです。

◎浜田副委員長 それと年齢が割と高齢者だけじゃないという、若い人でも、これだけいろんなネットの情報というのが出ている中で、やはりかかる方がおるとするのは、相手が巧みというか、若い人に対してどのようなアプローチでくるのでしょうか。

◎原田生活安全部長 もちろん、犯人グループがもう職業化しておりますので、かなり言葉巧みなということはありますけれども、例えば、アダルトサイトの、閲覧料とか、ほかの方に相談できないようなことを、やはり手口としてやってきております。

◎浜田副委員長 全体的にこういった場合、電話とかメールとか、その手の請求等が来た場合はとりあえずは対応しないというか、警察に一義的には御相談をさせてもらえばということでもよろしいでしょうか。

◎原田生活安全部長 とにかく、お金の話が出たら警察へ相談していただいたら、それでもし本当でしたら、また警察のほうから調べてお話ししますし、まず携帯電話でメールとかそういうのでお金を請求するのは詐欺だと思っていただいて結構だと思います。

◎武石委員 被害に遭われる方は高齢者が多いというのは、わかるんですけど。巧妙化することによって、高齢者じゃない世代にも被害者がふえたりですよ、これから入管法も変わったんで外国人がたくさん入ってきて日本に不慣れ、そういった不慣れにつけ込んで外国人をだまそうとするようなやからも出てくるんじゃないかなと懸念するんです。そのあたりの御所見あるいは現状お聞きしたいんですが。

◎原田生活安全部長 ことし被害に遭った方の中にも、海外から帰化している方も1名ござ

いました。それで、今後、海外の方がふえていくと、当然そういうことも考えられますので、またなかなかその海外の方に広報啓発といっても届かないこともあると思いますので、これから警察のほうでも、いろんな創意工夫をした広報啓発に努めていきたいと考えております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

次に、高齢者の事故の現状について、交通部長の説明を求めます。

◎山崎交通部長 それでは、高齢者事故の現状につきまして御説明いたします。

私からは過去の交通事故データの分析統計に基づく高齢者事故の特徴、そして現在、県警察が実施している高齢者事故抑止対策について御説明をいたします。

お手元の資料の4ページ、高齢者事故の現状についてをごらんください。

まず、図1は過去5年間と本年5月末現在、県下で発生した高齢者による人身事故の件数、死者数、負傷者数を年ごとに示したものです。

棒グラフは件数と負傷者数、折れ線グラフは死者数をあらわしています。

件数と負傷者数は年々右肩下がりで減少しており、また死者数についても、増減を繰り返しながら、減少傾向にあります。

次に、図2をごらんください。こちらは同じく過去5年間と本年5月末現在、県下で発生したすべての交通事故の件数、高齢者事故の件数、全事故に占める高齢者事故の構成率を年ごとに示したものです。棒グラフは全事故と高齢者事故の件数、折れ線グラフは高齢者事故の構成率を表しています。棒グラフの全事故件数と高齢者事故件数はともに右肩下がりで減少していますが、折れ線グラフの高齢者事故の構成率は増加傾向にあります。

次に、図3をごらんください。こちらは過去5年間の高齢者事故の類型を状態別に示したものです。棒グラフは事故件数、折れ線グラフは死者数をあらわしています。特に歩行中についてですが、事故件数は4輪車運転中と比べて大幅に少ないですが、死者は最多の45人と、死亡事故につながる可能性が他の状態に比べ極めて高いことが、おわかりいただけると思います。

次に、図4をごらんください。こちらは図3でお示した過去5年間の高齢者事故の類型を死者について状態別に示したものです。色別に車両相互などの事故類型を分けており、棒グラフで死者数を積み重ねてあらわしています。ごらんいただくと、特徴として、歩行中では、横断中が45人中31人。4輪車乗用中では自損型が29人中16人を占め、自転車乗用中では自損転落は8人と皆さんが想像する以上に多くなっています。特に、自転車の転落事故では死者8人中7人が防護柵のない水路に転落をしており、こういった危険カ所を発見し、道路管理者に通報して整備を働きかけることが課題であります。

次に、図5をごらんください。こちらは過去5年間の高齢者の歩行中死者の累計を時間帯別に示したものです。ごらんいただくと、赤色で示した18時から20時が最多となっていま

す。その時間帯は日没前後1時間のいわゆる薄暮時間帯で、勤務先からの帰宅や買い物などで車や人が道路に集中する上、周囲の視界が急激に悪くなることが一因と考えられます。また、日没から日の出までの夜間の死者は合計29人ですが、全員反射材を着用しておらず、交通死者数の総量を抑制するためには、夜間の歩行中の高齢者を抑制していくことが大きな課題となります。

県警としましては、夜間の高齢歩行者の事故防止として、反射材の活用を広報啓発してきましたが、ただいま申し上げたとおり、夜間歩行中の死者が全員反射材を着用していなかったことに鑑み、現在反射材のように、わざわざつける必要もなく、より自己の存在をアピールできる、明るい色の服の着用を強力に推進しており、夜間でも目立ちやすい黄色、白色、ピンクなどの服を外出する際に着ていただくよう、あらゆる機会を通じて広報啓発しているところです。

次に図6をごらんください。図4でお示したように、過去5年間の4輪車乗用中の死者29人について、シートベルト着用の有無を色別で示したものです。ごらんいただくと、ダイダイ色の非着用者が13人と全体のほぼ半数を占めていますが、事故の状況を詳細に調査した結果、このうち10人は、仮にシートベルトを着用していれば助かっていたであろうと見られます。このようにシートベルトは最後の命綱であり、被害軽減に大きな効果があることから、その着用率を向上させることが課題と言えます。

このような課題について、県警察におきましては、高齢者事故抑止対策として、明るい色の服の着用、セーフティーサポートカーの普及・啓発、運転免許自主返納支援制度の周知、高齢者アドバイザーによる個別訪問指導活動、参加体験実践型交通安全教室の開催、シートベルト違反等各種取り締まり及び危険箇所の発見と整備などを強力に推進し、安全安心な交通社会の実現を目指しているところですが、皆様方におかれましても、さきに御説明しました課題を共有していただき、高齢者の方々とお話をする機会には、明るい色の服の着用の啓発や、横断歩道の利用を改めて指導していただくなど、今後も御理解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。以上で私からの説明を終了いたします。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎山崎委員 高齢者の事故は、私のところにも、非常に不安だという声がたくさん来るんですけども、先ほどの高齢者の事故の状態別を見たときに、やはり4輪車を運転中ってのが3,038件ということで多いんですけども、よく最近全国の事故の状況を聞いていると、アクセルとブレーキを踏み間違えたとか、それと足が動かなかったのかどうなのか、ちょっと怪しいと思うんですけども要は車が作動しなかったと言われるんです。ああいう高齢者の方の体の状態も含めたことだと思ってしまうんですけども、踏み間違えとかそういう車が作動しなかったといわれるような事故が高知県の現状として、昨年1年でも構わないんですけどもそういう事案なんてのは、実際あるんでしょうか。ちょっと教えていただけたら。

◎山崎交通部長 その作動しなかったほうですけども、こちらについては、ちょっとうちのほうには昨年もことしも今のところ聞いてはいいです。もう一つ、踏み間違いのほうは踏み間違いといいますか、ちょっとアクセルの操作ミス。そういったミスでの事故は、受けております。それで、カーブをよう曲がらずにそのまま突っ込んでしまったり、そういった事故が発生しております。

◎土森委員 歩行中は横断歩道を渡っている人も、亡くなったりするわけですか。それともう一つですけども、自転車は飲酒されてるとかそんなことも教えて欲しいんですが。

◎山崎交通部長 先ほど歩行者の関係で、横断中が45人中31人ということの説明させていただきました。その31人の内訳でございますけれども、横断歩道の横断中が8人です。それ以外に23人が横断歩道外を横断中ということでございまして。横断歩道をとおりゆうのにはねられたというケースもございまして。それからもう一つ、自転車は飲酒で転落したという事例もございまして。そういった意味で、やはり自転車も車両ですので、車同様、飲んだら乗るなということはこれからも声を上げて、広報啓発していく必要があるということでございます。

◎桑名委員 このシートベルトの着用ですけども、これ13人がシートベルトしてなかったというので、結構高齢者が多いなと思うんですが、今ほとんどシートベルトしてると思うんですけども、通常のシートベルトのときに捕まって取り締まりに遭ってる人の高齢者の割合っていうのは高いんですか。これから見たら半分ぐらいしてないわけですよね。

◎山崎交通部長 通常検挙されている人の内訳は、申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんので、後に調べてお答えしたいと思います。

◎桑名委員 そこまで調べなくてもいいんですけども、ちょっと高いなというイメージだったんですが、ただ、大通りに出るときは多分締めていると思うんですけども、多分自分の畑から家に行くとか、ちょこっとしたときに多分締めてなくて事故に遭ってるのかなあというイメージを持つんです。実際どんな感じなんです。

◎山崎交通部長 非着用者の13人のうち12人が、高知市内ではなく郡部の方でございまして、先ほど委員が言われましたとおり、そういったケースでちょっとつけてないと。そういう状態で事故を起こす、そういったケースがあります。

◎桑名委員 この13人のうち10人はつけていたら、ひよっとしたら命も助かったかもしれないと言えば本当に残念なことだと思うし、もうちょこっとしたことで、死につながるっていうことを、これはまた、地域の警察また交番で、やっぱりお知らせしていつてあげたいなというふうに思います。

◎武石委員 高速道路の逆走の事故なんかは、高齢者どうですか。県内発生状況は。

◎山崎交通部長 今のところ、昨年もことしも発生はしてないです。逆走そのものはございますけれども、それは高齢者の方であったのかどうかと。

◎武石委員 逆走も検挙まで行くんですかね、目撃情報だけ。どんな感じ。

◎山崎交通部長 その逆走の関係を検挙したかどうかちょっと覚えてないです。現認すれば、あるいは通報でナンバーとかわかっておれば当然それは検挙ということになります。

◎武石委員 現状は、通報はいろいろあって、逆走事案があるんだなということは把握してるけれども、そんな感じですかね。

◎山崎交通部長 そのとおりでございます。時々、車ではなく原付なんかもございます。

◎今城委員長 質疑を終わります。以上で警察本部を終わります。

◎今城委員長 これより採決を行います。今回は議案数9件で予算議案2件、条例その他議案7件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案「令和元年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎今城委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案「高知県公文書等の管理に関する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎今城委員長 全員挙手であります。よって第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎今城委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案「高知県税条例等の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎今城委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第6号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第7号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案「高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 挙手多数であります。よって、第8号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案「高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第13号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案「令和元年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 挙手多数であります。よって、第15号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決しました。

それでは執行部の退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎**今城委員長** 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、地方財政の充実・強化を求める意見書(案)が県民の会、日本共産党、緑と青の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ 自民党も乗ります。

◎**今城委員長** それでは正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員の全員をもって提出することといたします。

次に、老後を安心して暮らせる年金制度への再建を求める意見書（案）が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ 日本の年金制度はですね、現役世代が年金を払ってそれを年金受給世代が受け取るという、少子高齢化が確実に進んでいく中で、現役世代や子供さん、そしてお孫さんが年金受給世代になったときに考えますと、マクロ経済スライドを取り入れた今の年金政策は、長期的に持続可能な年金制度を維持していくものと思われまます。そのために老後を安心して暮らせる年金制度の再建を求める意見書には、反対。

◎ 残念ですが賛成してくれると思ひよりました。

◎**今城委員長** 正場に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。それではあしたの委員会は休会とし、26日水曜日午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

◎**三石委員** もうちょっと後ろがいい。

◎**今城委員長** 御意見ございませんか。よろしいですか。

(異議なし)

◎**今城委員長** それでは、委員長の取りまとめの会議は26日水曜日午後2時から行いますので、よろしく願いいたします。

それでは本日の委員会を、閉会いたします。

(14時29分閉会)